



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念（2）：日本の債権法改正に寄せて
Author(s)	呉，逸寧
Citation	北大法学論集，69(1)，204[1]-134[71]
Issue Date	2018-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/70619
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol69no1_02.pdf



中国法における裁判所による 違約金増減の運用と理念（2）

—— 日本の債権法改正に寄せて ——

呉 逸 寧

目 次

はじめに

- 1 問題の所在
- 2 課題
- 3 本稿の構成
- 4 本研究の意義

第1章 違約金増減の概要

- 第1節 違約金増減の趣旨
- 第2節 違約金増減の対象
- 第3節 違約金増減の要件
- 第4節 違約金増減の立法史 (以上、68巻6号)

第2章 違約金増減の運用実態——数量分析を中心に

- 第1節 違約金増額の運用実態に関する数量分析
 1. 全体図の概要
 2. 検討
- 第2節 違約金減額の運用実態に関する数量分析
 1. 全体図の概要
 2. 検討 (以上、本号)

第3章 違約金増減の運用実態——論理分析を中心に

- 第4章 学界の評価と改革案
- 第5章 台湾法・日本法との比較

むすび

資料 関連条文

第2章 違約金増減の運用実態——数量分析を中心に

第1章は、違約金増減の概要を検討してきた。これらの検討によって、理論的に違約金増減を把握することができる。それに対して、裁判実務上、違約金増減はどのようにして働いているのか。またどういった特徴があるのかを明らかにする必要がある。本章と第3章は、違約金増減の運用実態の解明に取りくむこととする。違約金増減の運用実態を解明する場合には、2つの検証の手法が考えられる。一つは、特定時期の裁判例群を対象とし数量分析を行い、違約金増減の運用の傾向を明らかにすることである。もう一つは、重要度が高い、代表的、特殊な法的意味を有する裁判例を対象とし具体的な裁判例の判決内容、理由に関する分析を行い、違約金増減の運用の論理を明らかにすることである。本稿は、前者の解明を本章にて行う予定であり、後者の解明を第3章にゆだねることとする。

本章は、違約金増減の運用に関する特定の数量分析を行うため、特定の時期、特定のデータベースを通して分析を行う必要がある。それゆえに、本章は、2014年の一年間を対象とし、「北大法意」という中国法に関する裁判例が比較的に豊富であるデータベースを選ぶことにする。検討する前に、次の3つ点を説明しておきたい。

第1に、裁判実務の分析に当たって2つ重要な物差しを設定する。一つ目は、違約金増減の法規定・学説の部分で明らかにしたように、増額の適用と減額の適用において違約金が呈する法的性格、機能が異なるため、裁判実務の検討も両者を分けて分析する必要がある。二つ目は、裁判例の中には、法院が違約金の増減を認めた裁判例がある一方で、違約金の増減を認めなかった裁判例もある。それゆえに、違約金増減の運用の傾向を全面的に捉えるため、本章は、違約金の増減を認めた裁判例のみならず、違約金増減を認めなかった裁判例をも視野に入れることとする。

第2に、裁判実務の分析に当たって増額と減額をめぐる紛争について訴訟の構造がそれぞれ異なるため、訴訟の基本的構造を把握することも必要である。法院が違約金増額を適用する場合には、債権者が最初の訴訟の請求において違約金の増額の請求を提起する。それに対して、法院が違約金減額を適用する場合には、債務者が違約金の減額の請求を抗弁

として申し立てるのが一般的である。すなわち、違約金の増額をめぐる紛争において、違約金の増額を請求する者は債権者であり、増額請求は最初の訴訟請求段階に行われる。他方、違約金の減額をめぐる紛争において、違約金の減額を請求する者は債務者であり、請求は抗弁の段階において行われる。

第3に、裁判実務の分析に当たって、分析の力点を絞る必要もある。本稿の目的は、法院がどのような法理に基づいて、違約金への介入を行っているのかを明らかにすることである。それゆえに、法院がいかなる理由で違約金の増減を認めたのか、またいかなる理由で違約金の増減を認めなかったのかを検討するのが重要である。換言すれば、本章は、分析の力点を法院による増額の肯定または否定の判決理由に絞ることで、違約金増減の運用の特徴を析出したい。

第1節 違約金増額の運用実態に関する数量分析

本節は、違約金増額の運用実態に関する数量分析を行う。以下では、各事例における留意点を示しておく。

第1に、紛争の類型。違約金増額の運用をめぐる裁判例がどのような紛争を念頭に置くのかを明らかにすることが必要がある。具体的には、紛争の契約類型は何か、紛争の違約金類型は何なのか（いかなる契約不履行を対象とする違約金なのか）である。

第2に、当事者の属性。違約金増額の運用において当事者がいかなる主体であるかに着目する。原告（X）と被告（Y）の属性を、個人か企業かによって分けることとする。

第3に、違約金の定め方。当事者がいかなる違約金の定め方をしたのかが重要である。法規定の検討の部分では明らかにしたように、当事者が一定額の違約金を定めることができるのみならず、違約金の計算方法を定めることもできる。それゆえに、当事者による違約金の定め方にも留意する。

第4に、債権者の請求内容。訴訟の構造に照らすと、債権者が最初の訴訟の請求において違約金の増額の請求を提起するが、いくらの増額を請求したのかを注目する必要がある。

第５に、法院による増額の肯定と否定の判決理由。この要件が本節による検証の核心的な部分である。本節は法院がいかなる理由で違約金の増額を認めたのかまたいかなる理由で違約金の増額を認めなかったのかを要約したうえで、裁判例ごとに検討を行う。

第６に、法院による増額の計算要件および結果。法院が違約金の増額を認めた場合にいくら違約金の増額をしたのか、すなわち法院が増額した結果に注目する。

以上は、裁判例に関する６つの基本的な情報である。これらの要件に基づき、本節は、違約金の増額が認められた裁判例リスト（北大法意 判決年月日2014年度）と違約金の増額が認められなかった裁判例リスト（北大法意 判決年月日2014年度）を作成し、それぞれ附表１と附表２としてその内容を示しておく。また裁判例が多いため、本節は、附表１と附表２を本文に付けずに、参考資料にて本節の最後に添付する。それを踏まえて、以下では、法院による違約金の増額が認められた裁判例（2014年度、附表１）と法院による違約金の増額が認められなかった裁判例（2014年度、附表２）について検討を行うこととする。

１ 全体図の概要

2014年の一年間に判決が下された違約金の増額が認められた裁判例（以下では、違約金の増額を認められた裁判例を、増額肯定例と称する）は21件あり、認められなかった裁判例（以下では、違約金の増額を認められなかった裁判例を、増額否定例と称する）は25件あった。以下では、まず裁判例の概要をまとめる。

第１に、違約金紛争の類型という要件から増額肯定例を見ると、21件すべて遅延違約金の紛争である。このうち、2件が金銭債務の不履行（契約給付義務の不履行）を対象とする紛争であり、残る19件がなす債務の不履行（契約行為義務の不履行）を対象とする紛争である。また、なす債務の不履行を対象とする紛争の中には、不動産の引渡し義務の不履行を対象とする紛争が16件、不動産名義書換義務の不履行を対象とする紛争が3件あった。

他方、増額否定例の場合には、25件すべて遅延違約金の紛争である。このうち、1件が金銭債務の不履行（契約給付義務の不履行）を対象と

する紛争であり、残る24件がなす債務の不履行（契約行為義務の不履行）を対象とする紛争である。またなす債務の不履行を対象とする紛争の中には、不動産名義書換義務の不履行を対象とする紛争が16件、不動産の引渡し義務の不履行を対象とする紛争が7件、売買目的物の引渡し義務の不履行を対象とする紛争が1件あった。

第2に、当事者の属性という要件から増額肯定例を見ると、原告X（個人）、被告Y（企業）の間の紛争が19件、X（企業）とY（企業）の間の紛争が2件あった。他方、増額否定例の場合において、原告X（個人）、被告Y（企業）の間の紛争が22件、X（個人）とY（個人）の間の紛争が1件、X（企業）とY（企業）の間の紛争が2件あった。

第3に、違約金の定め方から、増額肯定例と増額否定例を合わせて見ると、基本的に当事者が一定額の違約金を約定した裁判例と当事者が違約金の計算方法を約定した裁判例に分かれるが、細かく見ると、4パターンの定め方があった。

① 当事者が純粹に一定額の違約金（具体額か契約代金の何％）を約定するパターン。このパターンにおいて増額肯定例11件、増額否定例13件があった。

② 当事者が純粹に違約金の計算方法（日に一定額か日に契約代金の何％）約束するという仕方、実際の遅延日数に基づき違約金を発生させるパターン。このパターンにおいて増額肯定例4件、増額否定例9件があった。

③ 当事者が違約金の計算方法（日に一定額か日に契約代金の何％）を約束するが、最高額（具体額か契約代金の何％）による制限をかけるパターン。換言すれば、当事者が日に具体額か契約代金の何％かを基準に実際の遅延日数に基づき違約金を発生させるが、違約金に上限を設けるパターン。このパターンにおいて肯定例4件、否定例3件があった。

④ 当事者が違約金の計算方法（日に一定額か日に契約代金の何％）を約束するが、一定額（具体額か契約代金の何％）に転化させるパターン。換言すれば、当事者が日に具体額か契約代金の何％かを基準に実際の遅延日数に基づき違約金を発生させるが、一定の遅延日数を過ぎると、このような計算方法が採用されなくなる。その代わりとして債務者が一定額の違約金を支払うことになる、というパターンである。このパターン

において肯定例２件があった。

第４に、債権者の請求内容から肯定例を見ると、X が違約金の約定と異なる違約金の計算基準を主張し、実際の遅延日数に基づき違約金を新たに確定するよう増額を求めた肯定例は19件あった。このうち、X が中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準とし実際の遅延日数に基づき違約金を新たに確定するよう増額を求めている肯定例が16件あり、違約金の約定と異なるほかの違約金の計算基準を主張し実際の遅延日数に基づき違約金を新たに確定するよう増額を求めている肯定例も３件あった。残る２件の増額肯定例は、X があたらない違約金の計算基準を主張したのではなく、直接に一定額の増額を求めたものである。

他方、増額否定例の場合において、X が違約金の約定と異なる計算基準を主張し違約金の額を新たに確定するよう増額を求めた否定例は19件あった。このうち、X が中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準とし実際の遅延日数に基づき違約金を新たに確定するよう増額を求めている否定例が11件あり、違約金の約定と異なるほかの計算基準を主張し実際の遅延日数に基づき違約金を新たに確定するよう増額を求めている否定例も８件あった。残る６件の増額否定例がいずれも X があたらない違約金の計算基準を主張したのではなく、直接に一定額の増額を求めたものである。

第５に、法院による増額の判決理由から増額肯定例を見ると、次の６つの事由にまとめられる。①約定額または約定計算基準が著しく低いこと（５件）、②Y の違約期間の長さ（７件）、③契約代金（未払い代金含む）の大きさ（２件）、④X の損失が法定遅延利息損失と認定されること（４件）、⑤X の増額請求が法律に適合していること（３件）、⑥違約金責任の約定不対等性（２件）。

他方、法院による増額の判決理由から増額否定例を見ると、次の５つの事由にまとめられる。①X は、違約金の約定額または約定計算基準が自分の損失と比較すると低いことを挙証できていないこと（19件）、②違約金の約定額または約定計算基準がX の損失を填補できること（１件）、③Y の違約行為がX に損失をもたらししていないこと（１件）、④違約金の約定が明確であり、法律に違反していないこと（４件）、⑤違約金の約定に従うべきである（２件）。

これらの違約金の増額に関する肯定の事由と否定の事由について如何にして読み解くのかは、検討の部分にゆだねることとする。

第6に、増額肯定例の場合には、その計算要件および結果を見ると、二つのパターンがある。一つは、法院がXの違約金の増額請求をそのまま容認するものである。換言すれば、法院がXが申し立てた新たな違約金の計算基準に基づいて増額を認めた肯定例が14件あった。もう一つは、法院がXの増額請求を認めたが、Xが申し立てた違約金の計算基準を改定したものである。このような増額肯定例が7件あった。注目しておきたいのは、法院による容認の肯定例であろうが、法院による改定の肯定例であろうが、その増額結果を見ると法院が中国人民銀行の同期・同類の貸付利率を基準にして、実際の遅延日数に基づき違約金を増額した例がほとんどのものであり、18件あった。わずか3件の増額肯定例は、法院が総合の考慮に基づいて、違約金の計算基準または一定額の違約金を改定し増額したものである。

以上のまとめに照らせば、違約金増額の運用に関する基本的な状況を、肯定例と否定例に分けてそれぞれの図で示しておく。

増額肯定例のまとめを、次の【図】1～6¹で示す。

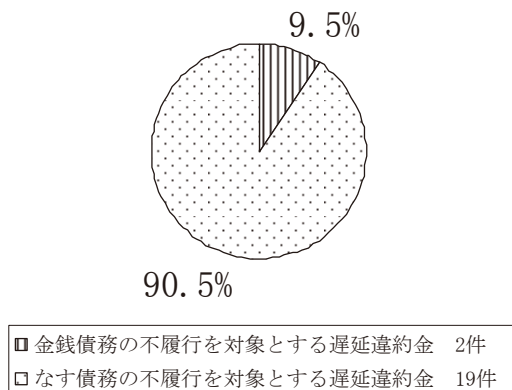


図1 違約金の紛争類型

¹ 【図】1～6は、附表1（違約金の増額が認めれた裁判例リスト）に基づいて、その概要を要件ごとに整理するものである。

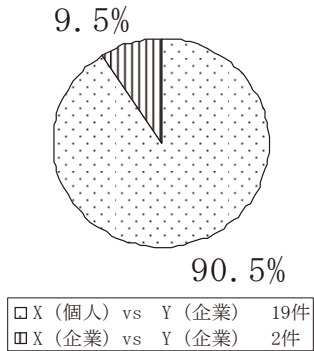


図２ 当事者の類型

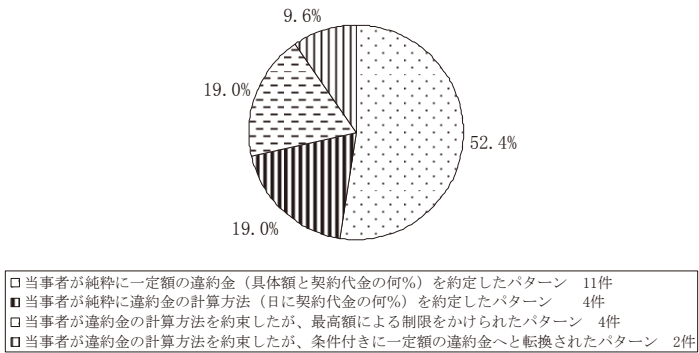


図３ 違約金の定め方

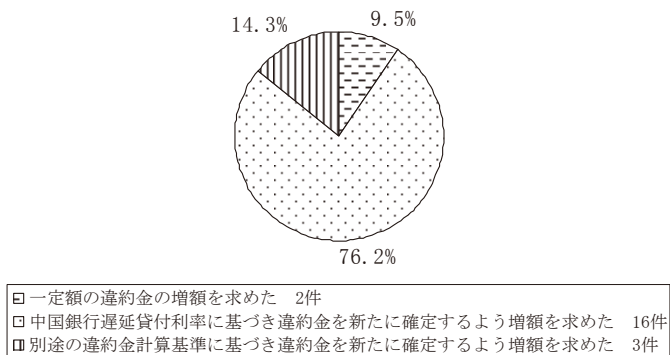


図４ Xの増額請求内容

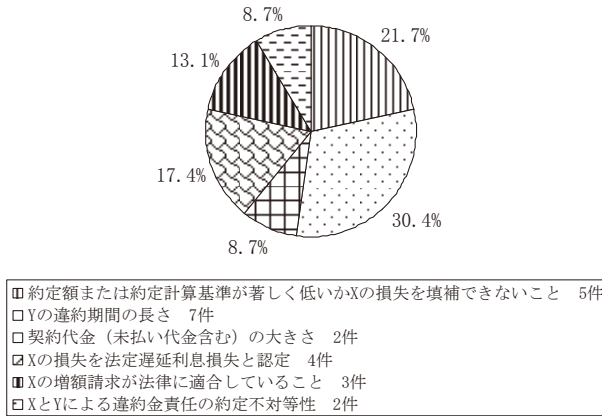


図5 法院による増額の判断事由

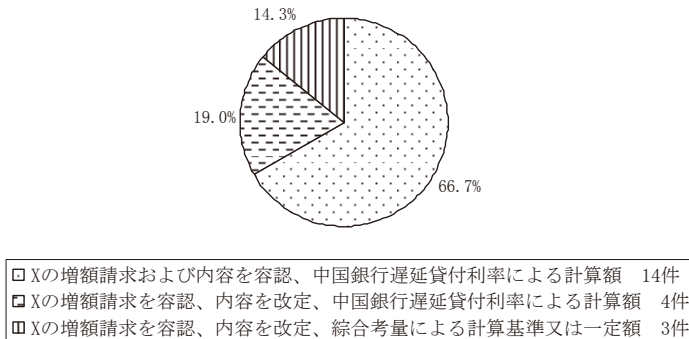


図6 法院による増額の計算要件および結果

増額否定例のまとめを、次の【図】7～11²で示す。

² 【図】7～11は、附表2（違約金の増額が認められなかった裁判例リスト）に基づいて、その概要を要件ごとに整理するものである。

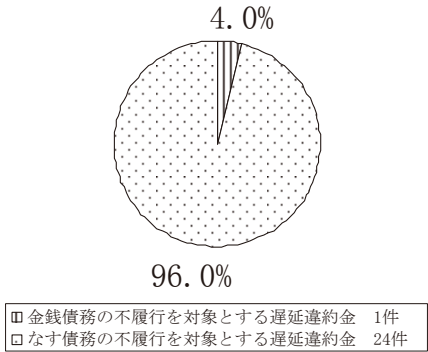


図7 違約金の紛争類型

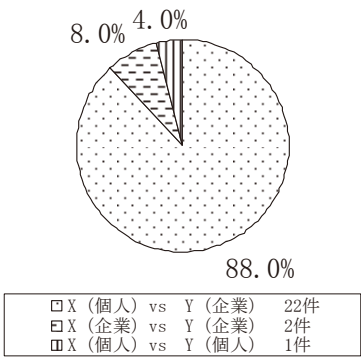


図8 当事者の類型

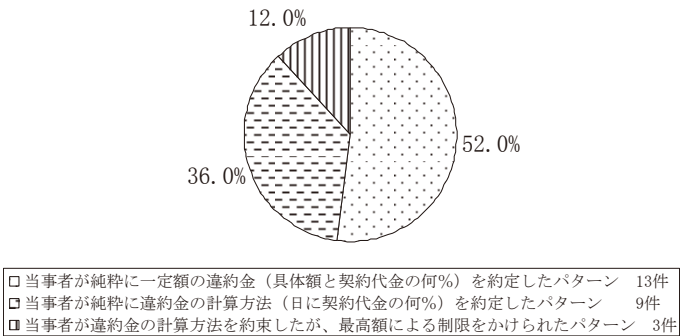


図9 違約金の定め方

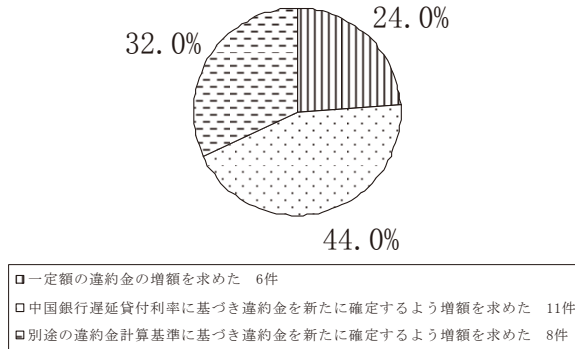


図10 Xの増額請求内容

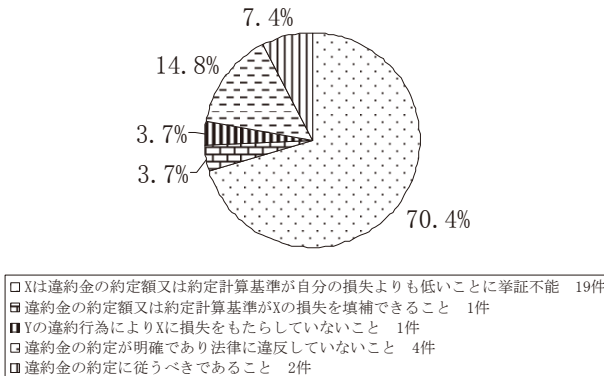


図11 法院による増額否定の判断事由

2 検討

以上の整理に照らせば、裁判実務において違約金増額が如何にして働いているのかについてその全貌を把握することができる。その中で、本稿の目的との関連で検討する必要があるのは、法院による増額の肯定の判断事由(【図】5)と法院による増額の否定の判断事由(【図】11)である。全体図による【図】5と【図】11についての整理は、ただ判決理由に用いられる用語を初歩的に纏めたに過ぎないものである。実際には、これらの事由がどのような法的意味が含まれるのか、また如何にして読み解かれるべきなのかについて、さらなる詳細な検討がかけなくてはならないように思われる。なお、これらの判断事由を検討する場合には、第1章で検

討した法規定、学説を念頭に置く必要がある。それゆえに、まず法規定、学説は、法院による増額の判断要件について如何にして説明しているのかを再度確認する。

第１に、法規定、通説の立場に照らせば、法院が違約金の増額の可否を判断する場合には、まず、債権者の実損害を認定する。次に、法院が債権者の実損害を違約金と比較して、より低額でありさえすればその増額を認める。換言すれば、法院が実損害と違約金の差額があるか否かを認定することで、違約金の増額の可否を判断している、という判断構造が明らかにされた。このような判断構造を実損害差額主義と定義した³。裁判実務が実損害差額主義によっているか否かを検証する。

第２に、少数説の立場に照らせば、法規定、通説による実損害差額主義について批判的な見解もある。少数説は、法院が違約金の増額の可否を判断する場合には、契約締結時に違約金の約定が当事者の自由な意思によるか否か、またその約定において詐欺、脅迫などの意思決定における瑕疵があるか否かを審査すべきであるとしている。このような判断構造が、当事者の意思決定プロセスに重点を置き、当事者の真の意思自治が達成されるか否かを主眼とする論理である⁴。それを踏まえて、少数説の論理が裁判実務において影響を与えるか否かも、注目に値する。

以上の法規定、学説による説明に照らせば、実際の裁判例において法院が、増額の可否を判断する場合には、どのくらい実損害差額主義を徹底しているのか、また、少数説のような論理も持ち込まれるのか、裁判実務において全体的にどのような特徴があるのかについて、裁判例に基づいて検討する。

（１）増額の肯定、否定の判決理由

以下では、裁判実務において増額の肯定、否定の判決理由を検証する。なお違約金増額の運用に関する裁判例が金銭債務の不履行を対象とする

³ 法規定、通説の立場についての検討は、第１章「違約金増額の要件」の「法規定の立場」部分を参照されたい。

⁴ 少数説の立場についての検討は、第１章「違約金増額の要件」の「学説の批判」部分を参照されたい。

遅延違約金の紛争となす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争に分かれるため、検討の順番は、違約金紛争の類型に基づいて進めることとする。

(i) 増額肯定例についての検討

増額肯定例を全体的に見ると、増額肯定例が金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争となす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争に分かれるが、裁判例の数について後者が前者よりも圧倒的に多かったことは明らかにされた。また、なす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争の中には、不動産の引渡し義務の不履行を対象とした裁判例が16件あり、不動産名義の書換義務の不履行を対象とした裁判例が3件あった。他方、金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争が2件しかいなかった。以下では、詳しく検討する。

① なす債務の不履行（不動産の引渡し義務の不履行）を対象とする遅延違約金の紛争

増額肯定例21件のうち、16件が不動産の引渡し義務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争であった。この16件は、いずれもYが目的物の不動産をXに期間通りに引き渡さなかったため、遅延違約金責任を問われた裁判例であった。法院による増額の肯定の判決理由を、次のように要約することができる。

(A)、16件のうち、14件において法院による判決理由を、次の6つの事由に要約することができる。

ア、Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定(増額肯定例1、3、9、13)

イ、違約金の約定額または約定計算基準がXの損失と比較すると低い(増額肯定例10、12、14)

ウ、Xの増額請求が法規定に適合している(増額肯定例15、17、21)

エ、違約金の約定額または約定計算基準がXの損失の填補に不足する(増額肯定例16、20)

オ、Yの違約行為がXに損失をもたらしていた(増額肯定例5)

カ、違約金をXの損失と一致させるべきである(増額肯定例11)

この14件において上記に列挙された6つの事由の実質を検討すると、法院がXの損失を認定したうえで、次に違約金との比較を中心の作業としていると見て取れる。すなわち、法院は、Xの損失が違約金の約定額と比較すると低額であることを唯一の増額の理由としているのであろう。換言すれば、法院は、違約金の約定額がXの損失と比較してより低額でありさえすれば、その増額を認めると解される。この意味において上記の16件はいずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（Ｂ）、16件のうち、残る増額肯定例2と6のみは、法院による増額の肯定の判決理由において法院が実損害差額主義に基づくほか、違約金の約定に重点を置いたという特徴が見られる裁判例である。

肯定例2の判旨によれば、法院による増額の肯定の判決理由を、「違約金内容の約定において、Xの契約代金の未払いを対象とする遅延違約金の約定計算基準が日に未払い代金の0.3%であると約定されているのに対して、Yの不動産引渡し義務の不履行を対象とする遅延違約金の約定計算基準が日に支払い済み代金の0.01%であると約定されている。違約金の約定によるXとYの権利義務の負担が対等ではないため、法院が、権利義務の約定に関する均衡の原則に基づき、Xの増額請求が不当なものではないと判断する」、とされる。

肯定例6の判旨によれば、法院による増額の肯定の判決理由を、「違約金の約定において、Xの契約代金の未払いを対象とする遅延違約金の約定計算基準が日に未払い代金の0.5%であると約定されるのに対して、Yの不動産引渡し義務の不履行を対象とする遅延違約金の約定計算基準が日に支払い済み代金の0.05%であると約定されている。このような約定の仕方は、明らかに公平を失するため、Xの増額請求は認められるべきである」、とされる。

上記の2件の判決理由に照らせば、法院は、Xが負担する契約代金の未払いを対象とする遅延違約金責任とYが負担する不動産引渡し義務の不履行を対象とする遅延違約金責任という約定内容に主眼を置いた上に、その約定内容が対等的なものではないということを理由に、違約金の増額を認めたと見て取れる。換言すれば、上記の2件の判決理由において契約締結時、違約金の約定によるXとYの違約金責任の不对等性

が是正される必要があるという旨が含まれると解される。約定による違約金責任の不对等性の実質を突き詰めると、当事者の交渉力の格差などの事情により違約金の約定による意思決定のプロセスにおいて自律的な自己決定が行われていないと十分考えられる。換言すれば、このような不对等の約定は、当事者による、真の意思自治が達成されていない結果であると看取できる。この意味において、上記の2件の裁判例は、法院が単に実損害差額主義を根拠とするものではなく、契約締結時、違約金の約定において真の意思自治が達成されるか否かも考慮されている例であると評価できる。

② なす債務の不履行（不動産名義の書換義務の不履行）を対象とする 遅延違約金の紛争

増額肯定例21件のうち、増額肯定例4、18、19は、不動産名義の書換義務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争であった。この3件は、いずれもYが目的物の不動産に関する書換義務を期間通りにXに果たさなかったため、遅延違約金責任を問われた裁判例であった。法院による増額の肯定の判断理由は、次のようなものである。

肯定例4の判旨によれば、法院による増額の肯定の判決理由を、「Xは自分の損失の証拠を提出していなかった。法院は、Yの契約違反期間が2年半にわたり、しかもXが権利を主張する際に、必要な費用を支出したこともあった。以上のことを考量すれば、Xの増額請求を容認し、違約金の額を斟酌する」、とされる。

増額肯定例18の判旨によれば、法院による増額の肯定の判決理由を、「Xが自分の損失に証拠を提出していなかったが、法院は、Yの契約違反期間が6年あまりにわたり、一定の程度でXによる不動産の正常な使用、収益に影響を与えたため、Xの損失が客観的に存在することを考慮することで、Xの増額請求を認める」、とされる。

増額肯定例19の判旨によれば、法院による増額の肯定の判決理由を、「Yが目的物の不動産に関する書換義務を期間通りにXに果たさなかったため、その違約行為は、Xが目的物の不動産の処分権を行使することに障害をもたらした。それゆえに、Xの損失が権利の行使の支障および取引のチャンスの喪失として捉えられ得る。Xが損失に証明責任を果た

せないにもかかわらず、X がかならず、一定の程度の損失を抱えることに違いない。したがって法院が、Y の違約期間の長さや契約代金の大きさを考慮して、X の増額請求を認める」、とされる。

上記の３件による増額の肯定の判決理由に照らせば、３点の共通点を捉えることができる。一つ目は、３件は、いずれも X が自分の損失を挙証できていないものである。二つ目は、３件は、いずれも Y の契約違反期間が長かったものである。三つ目は、３件は、いずれも Y の契約違反期間が長かったため、X に何らかの損失をもたらすであろうと認定されるものである。それゆえに、不動産名義の書換義務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争において X の損失が正確に確定されない場合には、法院が Y の違約行為が X にもたらすであろう損失（逸失利益）を考慮する傾向が示されている。とはいえ、ここでの逸失利益についての認定の実質は、依然として X の実損害を認定する目的であると解される。この意味において、上記の３件はいずれも法院が実損害差額主義を貫徹した裁判例であると評価できる。

③ 金銭債務を対象とする遅延違約金の紛争

増額肯定例21件のうち、残る増額肯定例 7、8 が、売買代金の未払いを対象とする遅延違約金の紛争であった。この２件は、いずれも X が売買代金を Y に支払わなかったため、遅延違約金責任を問われた裁判例であった。法院による増額の肯定の判決理由は、次のようなものである。

肯定例 7 の判旨によれば、法院が、Y の違約期間が長かったため、違約金の約定が X の法定貸付遅延利息の損失の填補に不足することを理由に、X の増額請求を認めた、という判決理由が示されている。

肯定例 8 の判旨によれば、法院が、Y の違約期間と未払い代金の大きさを考量し、違約金の約定計算基準が著しく低いことを理由に、X の増額請求を認めた、という判決理由が示されている。

上記の２件の判決理由に照らせば、この２件において法院による増額の肯定の判決理由は、いずれも法院が X の損失を法定貸付遅延利息損失と認定しうえて、次にそれを違約金の約定額と比較してより低額であるためであると解される。この意味において上記の２件はいずれも実損害差額主義に依拠した裁判例であると評価できる。

(ii) 増額否定例についての検討

増額否定例を全体的に見ると、肯定例の紛争類型と同様に金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争となす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争に分かれている。また、裁判例の数についてなす債務の不履行を対象とする紛争がほとんどのものであり、24件あった。このうち、不動産名義の書換義務の不履行を対象とした裁判例が16件あり、不動産の引渡し義務の不履行を対象とした裁判例が7件あり、売買目的物の引渡し義務の不履行を対象とした裁判例が1件あった。他方、金銭債務の不履行を対象とする紛争が1件しかいなかった。以下では、詳しく検討に入る。なお検討する場合に、増額肯定例についての検討では言及した違約金紛争の類型に関する説明は、本部分では繰り返さないこととする。

① なす債務の不履行（不動産名義の書換義務の不履行）を対象とする遅延違約金の紛争

増額否定例の25件のうち、最も多かった紛争の類型は、不動産名義の書換義務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争であり、16件の裁判例があった。この16件において法院による増額の否定の判決理由を、次のように要約することができる。

(A)、16件のうち、12件において法院による判決理由を、次の3つの事由に要約することができる。

ア、X が自分の損失を挙証できていない（増額否定例 2、4、6、7、10、12、14、17、18、22）

イ、Y の違約行為は X に損失をもたらしていない（増額否定例11）

ウ、X が自分の増額請求の事実根拠を提供しなかった（増額否定例 21）

この12件において上記に列挙された3つの事由に照らせば、ある共通点を捉えることができる。すなわち X が自分の損失を挙証しなかったことは、X の増額請求が認められなかった唯一の理由であると思われる。換言すれば、X の損失が客観的に確定されにくい本類型の違約金紛争において、X が自分の損失を挙証しない限り、自分の増額請求は認められないであろう。それゆえに、上記の12件において、法院が依然として X

の損失を認定することを目的とし、X が自分の損失に証拠を提出することができない以上、法院がそれを違約金の約定額と比較する前提がなくなるため、当然にX の増額請求を認めないということになると解される。この意味において、上記の12件はいずれも実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（B）、16件のうち、増額否定例1、5、8、15は、いずれも法院が実損害差額主義と異なる理由で、違約金の増額を否定している裁判例である。法院による増額の否定の判決理由を、次の2つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定に従わなければならない。（減額否定例1、5）

イ、違約金の約定が明確であり、法律の規定に違反していない（減額否定例8、15）

この4件において上記に列挙された2つの事由に照らせば、法院は、増額の否定の理由を、X が損失を挙証したか否かということに根拠とせず、それと代わりに、違約金の約定による当事者の意思を尊重すべきことを根拠としていると思われる。換言すれば、上記の4件において法院が債権者の実損害を考慮せずにもっぱら当事者の意思に主眼を置いてあった。このような考慮からみると、もし違約金の約定による当事者の意思決定のプロセスにおいて意思表示の瑕疵がなければ、法院が当事者の意思自治を尊重すべきであるという旨が含まれると解される。この意味において上記4件は、いずれも法規定による実損害差額主義の立場と離れて、法院が当事者の意思自治を尊重した裁判例であると評価できる。

② なす債務の不履行（不動産の引渡し義務の不履行）を対象とする遅延違約金の紛争

増額否定例の21件のうち、不動産の引渡し義務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争が7件あった。この7件において法院による増額の否定の判決理由を、次の2つの事由に要約することができる。

ア、X が自分の損失を挙証できていない（増額否定例3、16、20、23、25）

イ、X は、違約金の約定額が自分の損失と比較して低いことを挙証できていない（増額否定例13、19）

この7件において上記に列挙された2つ事由に照らせば、法院は、Xが自分の損失を挙証できていないため、Xの実損害を違約金の約定額と比較することができないことを理由に、Xの増額請求を棄却したと解される。この意味において上記の7件は、いずれも法院が実損害差額主義を依拠した裁判例であると評価できる。

③ なす債務の不履行（売買目的物の引渡し義務の不履行）を対象とする違約金の紛争

増額否定例の25件のうち、売買目的物の引渡し義務の不履行による遅延違約金をめぐる紛争が1件あった。否定例9は、Yが売買目的物を期間通りにXに引き渡さなかったため、遅延違約金責任を問われた裁判例である。法院による増額の否定の判断理由は、次のようなものである。

法院は、「Xが提供した証拠の一部に鑑みると、Yの違約行為がXに大きな損失をもたらした。とはいえ、違約金の約定計算基準に基づき、算出された違約金が基本的にXの損失を填補することができるため、法院が違約金の約定に従い、違約金を決めるべきである。」ということをも理由に、違約金の増額請求を棄却した。

上記の法院による判決理由に照らせば、法院は、依然としてXの損失を認定した上で、次いでそれを違約金の約定額と比較してほぼ同額であることを理由に、違約金の増額請求を否定したと解される。本件は、法院が実損害差額主義を依拠した裁判例であると評価できる。

④ 金銭債務を対象とする遅延違約金の紛争

増額否定例のうち、残る1件の否定例24は、売買代金の未払いを対象とする遅延違約金をめぐる紛争であった。法院による増額の否定の判断理由は、次のようなものである。

法院は、「違約金の約定が明確であり、かつXが、違約金が自分の損失の填補に不足することに挙証できていないため、違約金の約定に基づいて、違約金の額を決めるべきである」ということを理由に、Xの増額請求を棄却した。

上記の法院による判決理由に照らせば、法院は、Xによる損失の挙証不能を理由とするのみならず、違約金の約定が明確であることを重視

している。すなわち、本件の判決理由においてXの損失の認定という考慮のほか、違約金の約定を尊重すべきという旨も含まれると解されるであろう。もっとも法院の判決理由に鑑みると、違約金の約定を尊重すべきという考慮は増額の否定の判断にどのぐらい寄与しているのかについてははっきりとは示されていないが、少なくとも本件は、完全に法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であるとは評価できず、むしろ法院が実損害差額主義と、当事者の意思自治の尊重を合わせて考慮した一例であると推測される。

（iii）総括

以上では、増額肯定例、増額否定例においてそれぞれの判決理由を詳しく検討してきた。これらの検討に照らせば、裁判実務には違約金増額の運用において法院が違約金の増額の可否を判断する場合には、いかなる傾向があるのかについて、次の２点をまとめることができる。

第１に、増額肯定例21件と増額否定例25件においてそれぞれ19件と20件の裁判例は、法院が違約金を増額するか否かを判断する場合に、単にXの損失があるか否か、いくらあるのかを認定し、それを違約金の違約額と比較して低額であるか否かを理由に違約金の増額の可否を判断しているものである。したがって、裁判実務において法院が基本的に法規定による実損害差額主義を徹底したことが明らかにされた。

第２に、増額肯定例21件のうち、２件の裁判例のみは、法院が実損害差額主義に依拠したほか、契約締結時、違約金の約定において真の意思自治が達成されるか否かも考慮したものである。他方、増額否定例25件のうち、４件の裁判例のみは、法院が違約金の約定による当事者の意思自治を尊重したものであり、１件の裁判例のみは、法院が実損害差額主義に依拠した同時に、違約金の約定による当事者の意思自治を考量したものである。

以上のまとめに照らせば、裁判実務において法院は、基本的に法規定による実損害差額主義の立場を徹底していることは、明らかにされた。実損害差額主義の立場と離れて、少数説で主張したように、当事者の意思自治を尊重する旨を貫いた裁判例も見られたが、ごく例外の裁判例であるとしか評価できない。

以下では、裁判実務において違約金の増額の可否の判決理由についての検証の結果は、次の【図】12と【図】13⁵で示しておく。

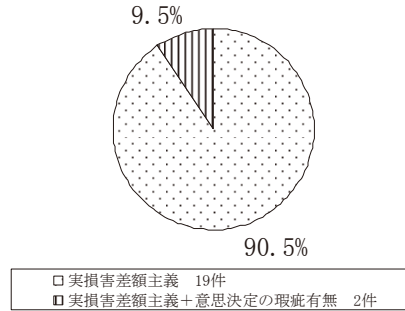


図12 増額の肯定の判決理由

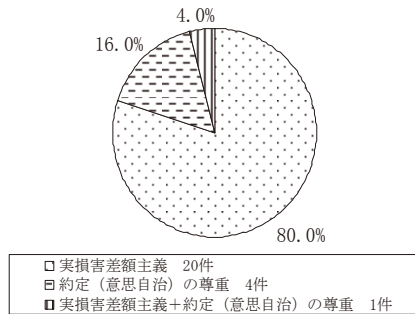


図13 増額の否定の判決理由

（2）違約金増額の運用の特徴

以上では、裁判実務において法院が違約金の増額の可否を判断する場合には、増額の肯定と否定の判決理由について、裁判例群についての数量分析によってその運用の傾向を明らかにした。それに基づいて、中国

⁵ 【図】12、【図】13は、附表1（違約金の増額が認められた裁判例リスト）と附表2（違約金の増額が認められなかった裁判例リスト）に基づいて違約金の増額の可否の判決理由において本稿による詳細な検討を加えうえてその結果をまとめたものである。

法における違約金増額は、どのような特徴があるのかを析出してみたい。

（i）責任制限機能の弱体化

違約金の実益は、当事者があらかじめ契約違反の効果について損害賠償を予定したことによって、違約金が債権者の実損害よりも低額である場合には、違約金に責任制限機能を働かせるためである。

とはいえ、裁判実務による法院の判決理由についての検証に照らせば、90.5%の増額肯定例（【図】12参照）と80%の増額否定例（【図】13参照）は、実損害差額主義を徹底したものである。換言すれば、法院は、違約金の増額の可否を判断する場合に、基本的に違約金による債権者の実損害の填補という機能を働かせるため、違約金による責任制限の機能（実益）はほとんど意味が失われていると解される。この意味において、裁判実務における違約金増額の運用は、違約金の実益を弱体化するという特徴があると看取できる。

（ii）意思自治の理念の否定

違約金の約定に従うことは、当事者の意思を尊重する意思自治の理念である。それゆえに、法院が違約金の約定による意思決定プロセスにおいて意思表示の瑕疵がなければ、当事者の約定を尊重すべきである。さもなくば、法院が当事者が予定していなかった額までの増額を認めることは、当事者の意思自治に深刻な干渉となってしまう。

とはいえ、裁判実務による法院の判決理由についての検証に照らせば、わずか9.5%の増額肯定例（【図】12参照）と20%の増額否定例（【図】13参照）は、違約金の約定による当事者の意思自治を尊重する立場を示しているものである。それに対して、90.5%の増額肯定例（【図】12参照）と80%の増額否定例（【図】13参照）は、法院が実損害差額主義を徹底したものであり、すなわち裁判実務において法院は、基本的に違約金と実損害の均衡が図られていないことのみを理由に、違約金の増額を認めている、ということが明らかにされた。この意味において、裁判実務が法院による違約金の増額に寛容な立場を示すことによって、意思自治の理念が中国契約法においてまったく配慮されていないという特徴が浮き彫りになると看取できる。

附表 1

違約金の増額が認められた裁判例リスト
(北大法意 判決年月日2014年度)

番号	判決号、判決年月日	契約紛争類型	当事者の属性	違約金紛争の類型	違約金の約定(約定額または約定計算基準)	債権者の請求内容	法院による増額の肯定の判決理由	法院による増額の計算要件と結果
1	(2013) 屯民一初字第01350号 2014.1.8	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	支払い済み売買代金の0.1%	X 申請 日に支払い済み売買代金の0.1%を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金を確定するよう請求する。	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	違約金の額を改定 → 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を計算する。
2	(2013) 黄民初字第8783号 2014.1.20	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.01%	X 申請 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金3.1万円を請求する。	XとYの遅延違約金責任の不对等(Xの売買代金の未払いによる遅延違約金の基準が、日に支払い済み売買代金の0.3%となっていた)	Xの請求を容認
3	(2014) 嘉秀民初字第32号 2014.1.20	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	支払い済み売買代金の1%	X 申請 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	Xの請求を容認
4	(2014) 蘇中民終字第3262号 2014.2.27	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	137元 (支払い済み売買代金の0.05%)	X 申請 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xが損失を举证不能だが、違約期間の長さを見ると、Xが権利を主張する関連費用の必然性	違約金の額を改定 → Yの違約期間 Xの費用支出の必然性 4000元
5	(2014) 島中民終字第173号 2014.3.5	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	支払い済み売買代金の0.1%	X 申請 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金3.5万円を請求する。	Yの違約行為は、Xの収益損失をもたらし	Xの請求を容認
6	(2014) 塩民終字第0602号 2014.3.26	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡しの不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.02%	X 申請 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する	XとYの遅延違約金責任の不对等(Xの売買代金の未払いによる遅延違約金の基準が、日に支払い済み売買代金の0.5%となっていた)	Xの請求を容認

中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念（２）

7	(2014) 衛 民二終字第 135号 2014.4.4	売買	X企業 Y企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	中国人民銀行 の同期・同類 の貸付利率を 基準にする が、最高額が 未払い売買代 金の3%まで とする。	X 申請 中国人民銀行 の同期・同類 の貸付利率を 基準に、遅延 日数に基づ き、違約金 9万元を請求 する。	Y 違約期間の 長さを考える と、違約金の 約定がXの利 息損失を填補 することに足 りない。	Xの請求を容認
8	(2014) 二 中民終字第 04263号 2014.4.10	売買	X個人 Y企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の0.2% を基準にする が、最高額が 未払い売買代 金の3%まで とする。	X 申請 自分の損失に 基づき、違約 金20万元を請 求する。	Yの未払い売 買代金 Yの違約期間	違約金の額を改定 → 中国人民銀行の同 期・同類の貸付利率 を基準に、実際の遅 延日数に基づき、違 約金の額を計算する。
9	(2014) 錫 民終字第 0385号 2014.4.10	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡しに よる遅延 違約金	支払い済み売 買代金の1%	X 申請 中国人民銀行 の同期・同類 の貸付利率を 基準に、遅延 日数に基づ き、違約金の 額を確定する よう請求する。	Xの損失を法 定遅延貸付利 息の損失と認 定	Xの請求を容認
10	(2014) 肝 民初字第 0326号 2014.4.16	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡しの 不履行に よる遅延 違約金	日に売買代金 の0.05%。	X 申請 自分の損失に 基づき、4.32 万元の違約金 を請求する。	Xが損失を挙 証不能だが、 違約金の約定 が確かに著し く低い	違約金の額を改定 → 契約の約定、当事者 の故意・過失の度合 い、実際の損失など 日に売買代金の0.05 %を基準に、実際の 遅延日数に基づき、 違約金2.83万元を確 定する。
11	(2014) 遼 民初字第 00739号 2014.4.21	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡しの 不履行に よる遅延 違約金	日に支払い済 み売買代金の 0.1%、90日を 遅延すると、 支払い済み売 買代金の0.2%	X 申請 中国人民銀行 の同期・同類 の貸付利率を 基準に、遅延 日数に基づ き、違約金の 額を確定する よう請求する。	違約金の額が Xの損失と一 致させなければ ならない。	Xの請求を容認
12	(2014) 防 市民一終字 第74号 2014.4.28	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡しの 不履行に よる遅延 違約金	日に支払い済 み売買代金の 0.5%、90日を 遅延すると、 支払い済み売 買代金の0.5%	X 申請 中国人民銀行 の同期・同類 の貸付利率を 基準に、遅延 日数に基づ き、違約金の 額を確定する よう請求する。	約定された違 約金「確かに 損失により低 い	Xの請求を容認
13	(2014) 遼 民終字第 0100号 2014.5.8	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡しの 不履行に よる遅延 違約金	日に支払い済 み売買代金の 0.1%。	X 申請 中国人民銀行 の同期・同類 の貸付利率を 基準に、遅延 日数に基づ き、違約金の 額を確定する よう請求する。	Xの損失を法 定遅延貸付利 息の損失と認 定	Xの請求を容認

14	(2014) 紹 柯民初字第 1280号 2014.5.15	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡し の不履行 による遅 延違約金	60日を遅延 すると、支 払い済 み売買代 金の5%	X 申請 中国人民銀行 の同期・同 類の貸付利 率を基準に 、遅延日数 に基づき、 違約金の額 を確定する よう請求す る。	約定された 違約金がX の損失より も著しく低 い	Xの請求を容 認
15	(2014) 鞍 民一終字第 00252号 2014.5.19	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡し の不履行 による遅 延違約金	60日を遅延 すると、支 払い済 み売買代 金の0.1%	X 申請 中国人民銀行 の同期・同 類の貸付利 率を基準に 、遅延日数 に基づき、 違約金の額 を確定する よう請求す る。	Xの請求が法 律に適合し ている	Xの請求を容 認
16	(2014) 濱 民二初字第 60号 2014.7.11	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡し の不履行 による遅 延違約金	180日を遅 延すると、 支払い済 み売買代 金の1%	X 申請 日に支払い 済み売買代 金の0.21% を基準に、 実際の遅延 日数に基づ き、499万 元を請求す る。	Yの違約期間 の長さ 違約金の約 定がXの損失 を填補でき ない	違約金の額 を改定 → 中国人民銀行 の同期・同 類の貸付利 率を基準に 、実際の遅 延日数に基づ き、違約金 の額を計算 する。
17	(2014) 穗 南法民三初 字第960号 2014.8.18	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡し の不履行 による遅 延違約金	30日を遅延 すると、日 に売買代 金の0.3% を基準にす るが、最高 額が未払い 売買代金の 5%までと する。	X 申請 中国人民銀行 の同期・同 類の貸付利 率を基準に 、遅延日数 に基づき、 違約金8万 元を請求す る。	Xの請求が法 律に適合し ている	違約金の額 を改定 → 中国人民銀行 の同期・同 類の貸付利 率を基準に 、実際の遅 延日数に基づ き、違約金 の額を計算 するが、最 高額が売買 代金の額ま でとし、す なわち7.5 万元とする 。
18	(2014) 青 民一初字第 1713号 2014.8.20	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名 義書換義 務の不行 による遅 延違約金	674.88元 (支払い済 み売買代 金の0.1%)	X 申請 中国人民銀行 の同期・同 類の貸付利 率を基準に 、遅延日数 に基づき、 違約金8万 元を請求す る。	Y違約期間 の長さ(6年) 損失が客観 的に存在す る可能性	Xの請求を容 認
19	(2014) 浙 紹民終字第 1009号 2014.10.8	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名 義書換義 務の不行 による遅 延違約金	238元 (支払い済 み売買代 金の0.01%)	X 申請 日に支払い 済み売買代 金の0.5% を基準に、 遅延日数に 基づき、違 約金を請求 する。	Y違約期間 の長さ 売買代金の 高さ	違約金の額 を改定 → 総合考慮 1.2万元
20	(2014) 穗 中法民五終 字第3794号 2014.10.30	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡し の不履行 による遅 延違約金	日に売買代 金の0.05% を基準にす るが、最高 額が売買代 金の1%ま でとする。	X 申請 中国人民銀行 の同期・同 類の貸付利 率を基準に 、遅延日数 に基づき、 違約金を確 定するよう 請求する。	Yの違約期間 の長さ	Xの請求を容 認

中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念（２）

21	(2014) 杭 経開民初字第 第1270号 2014.11.17	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡しの不 履行によ る遅延 違約金	252万元 (60日を遅延 すると、支払 い済み売買代 金の10%)	X 申請 中国人民銀行 の同期・同類 の貸付利率を 基準に、遅延 日数に基づき、 違約金7.83万 元を請求する。	Xの請求が法 律に適合して いる	Xの請求を容認
----	--	-----------	------------	-------------------------------------	--	--	------------------------	---------

附表２

違約金の増額が認められなかった裁判例リスト

(北大法意 判決年月日2014年度)

番号	判決号、 判決年月日	契約紛 争類型	当事者 の属性	違約金紛 争の 類型	違約金の約定 (約定額または 約定計算基準)	債権者の請求内容	法院による増額の 否定の判決理由
1	(2013) 天民 初字第2696号 2014.1.7	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書 換義務の不履 行による遅延 違約金	4700元 (支払い済み売 買代金の1%)	X 申請 中国人民銀行の同 期・同類の貸付利率 を基準に、実際の遅 延日数に基づき、違 約金3.5万元を請求 する。	契約の約定に従うべ き
2	(2013) 防市 民一終字第 264号 2014.1.15	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書 換義務の不履 行による遅延 違約金	75元 (支払い済み売 買代金の0.3%)	X 申請 日に支払い済み売買 代金の0.3%を基準 に、実際の遅延日数 に基づき、違約金9.1 万元を請求する。	Xが損失を挙証不能
3	(2013) 承民 終字第1786号 2014.1.20	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の引渡 しの不履行に よる遅延違約 金	日に支払い済み 売 買 代 金 の 0.05%	X 申請 日に本不動産と同地 域・同類不動産の賃 貸料を基準に、実際 の遅延日数に基づ き、違約金の額を確 定するよう請求する。	Xが損失を挙証不能
4	(2014) 瀋法 民 初 字 第 00272号 2014.2.17	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書 換義務の不履 行による遅延 違約金	日に支払い済み 売 買 代 金 の 0.01%	X 申請 中国人民銀行の同 期・同類の貸付利率 を基準に、実際の遅 延日数に基づき、違 約金の額を確定する よう請求する。	Xは、違約金の約定 が自分の損失により 低いことに挙証不能
5	(2014) 雲民 一初字第49号 2014.2.26	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書 換義務の不履 行による遅延 違約金	3万元 (支払い済み売 買代金の1%)	X 申請 日に支払い済み売買 代金の0.3%を基準 に、実際の遅延日数 に基づき、違約金25 万元を請求する。	契約の約定に従うべ き
6	(2014) 香民 初字第112号 2014.3.8	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書 換義務の不履 行による遅延 違約金	302元 (売 買 代 金 の 0.1%)	X 申請 売買代金の2%を基 準に、違約金15万 元を請求する。	Xが損失を挙証不能
7	(2014) 防市 民一終字第37 号 2014.3.10	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書 換義務の不履 行による遅延 違約金	139元 (売 買 代 金 の 0.5%)	X 申請 日に支払い済み売買 代金の0.5%を基準 に、実際の遅延日数 に基づき、違約金の 額を確定するよう請 求する。	Xが損失を挙証不能

8	(2013) 益赫民一初字第1513号 2014.3.12	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延 違約金	297.5元 (支払い済み売 買代金の0.1%)	X 申請 中国人民銀行の同 期・同額の貸付利率 を基準に、実際の遅 延日数に基づき、違 約金3.9万円を確定 するよう請求する。	契約の約定が明らか であり、法律の規定 に違反していない
9	(2013) 青羊民初字第4962号 2014.3.21	売買	X売買 Y企業	売買目的物の 引渡しの不履 行による遅延 違約金	日に売買代金の 0.5%	X 申請 自分の実際の損失よ り、違 約 金85.27万 元を請求する。	Xが損失に部分的に 挙証違約金の約定が 基本的にXの損失を 填補できる。
10	(2014) 沈和民二初字第00040号 2014.3.31	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延 違約金	971元 (日に支払い済 み売 買 代 金 の 0.02%)	X 申請 中国人民銀行の同 期・同額の貸付利率 を基準に、実際の遅 延日数に基づき、違 約金9818元を請求す る。	Xが損失を挙証不能
11	(2014) 沈中民二終字第459号 2014.4.15	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延 違約金	1.95万元 (日に支払い済 み売 買 代 金 の 0.1%)	X 申請 5 万 元 の 違 約 金 を 請 求する。	Yの違約により、X に損失をもたらして いない。
12	(2012) 歷商初字第1767号 2014.5.13	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延 違約金	1.37万元 (支払い済み売 買代金の1.5%)	X 申請 中国人民銀行の同 期・同額の貸付利率 を基準に、実際の遅 延日数に基づき、違 約金14.98万円を確 定するよう請求する。	Xが損失を挙証不能
13	(2014) 穗中法民五終字第178号 2014.5.29	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し の不履行によ る遅延違約 金	日に未払い売買 代金の0.1%を 基準にするが、 未払い売買代金 の5%までとす る。	X 申請 日に未払い売買代 金の0.1%を基準に 、実際の遅延日数に 基づき、未払い売買 代金の額までに違約 金を確定するよう請 求する。	Xが損失を挙証不能
14	(2014) 防市民一終字第178号 2014.6.12	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延 違約金	76.7元 (支払い済み売 買代金の0.3%)	X 申請 日に支払い済み売 買代金の0.3%を基 準に、実際の遅延日 数に基づき、違約金 を確定するよう請 求する。	契約の約定が明らか でありXが損失を挙 証不能
15	(2014) 海民初字第1475号 2014.6.20	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延 違約金	174.42元 (支払い済み売 買代金の0.1%)	X 申請 日に支払い済み売 買代金の0.3%を基 準に、実際の遅延日 数に基づき、違約金 109万円を請求する。	契約の約定が明らか であり、法律の規定 に違反していない
16	(2014) 西民初字第1148号 2014.7.10	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し の不履行によ る遅延違約 金	日に売買代金の 0.01%	X 申請 日に売買代金の0.1% を基準に、実際の遅 延日数に基づき、違 約金8.17万円を請 求する。	Xが損失を挙証不能
17	(2014) 蓮民初字第01203号 2014.7.16	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延 違約金	4690元 (支払い済み売 買代金の1%)	X 申請 支払い済み売買代 金の2.5%を基準に 、違約金1.17万円を 請求する。	Xが損失を挙証不能

中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念（2）

18	(2014) 博商初字第446号 2014.7.23	不動産 売買	X個人 Y個人	不動産名義書換義務の不履行による違約金	3万元	X 申請 違約金6万元を請求する。	Xが損失を拳証不能
19	(2014) 文民初字第1403号 2014.8.19	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.1%	X 申請 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準に、実際の遅延日数に基づき、違約金3.8万元を請求する。	Xは、違約金の約定が自分の損失により低いことに拳証不能
20	(2014) 東二法沙民一初字第257号 2014.8.27	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.2%	X 申請 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xが損失を拳証不能
21	(2014) 大東民小字第2880号 2014.9.10	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による違約金	770元 (支払い済み売買代金の0.1%)	X 申請 支払い済み売買代金の1%を基準に、違約金7703元を請求する。	事実根拠なし
22	(2014) 解民二初字第212号 2014.10.10	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による違約金	1770.1元 (支払い済み売買代金の1%)	X 申請 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金4.5万元を請求する。	Xが損失を拳証不能
23	(2014) 烟民一終字第850号 2014.10.22	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し不履行による遅延違約金	日に支払い済み売買代金の0.1%	X 申請 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金1.36万元を請求する。	Xが自分の主張に証拠なし
24	(2014) 鄂鍾祥民二初字第00187号 2014.11.3	不動産 売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の0.03%を基準にするが、最高額が未払い売買代金の1%までとする。	X 申請 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	契約の約定が明確 Xは、約定された違約金が著しく低いことに拳証不能
25	(2014) 二中連民終字第2035号 2014.11.28	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し不履行による遅延違約金	中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準にするが、最高額が売買代金の2%までとする。	X 申請 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率を基準に、遅延日数に基づき、違約金の額を確定するよう請求する。	Xが損失を拳証不能

第2節 違約金減額の運用実態に間する数量分析

本節は、違約金減額の運用実態に関する数量分析を行う。違約金増額の運用に関する裁判例リストと同様に、違約金減額の運用に関する裁判例リストを作成する場合に、各裁判例における留意点を示しておく。ただし、違約金増額の運用において債権者の請求内容という留意点と異な

り、違約金減額の運用において違約金減額の訴訟は如何にして開始されたのかという訴訟上の要件に注目する⁶。

上記の要件に基づき、本節は、違約金の減額が認められた裁判例リスト（北大法意 判決年月日2014年度）と違約金の減額が認められなかった裁判例リスト（北大法意 判決年月日2014年度）を作成し、それぞれ附表3と附表4としてその内容を示しておく。また裁判例が多いため、本節は、附表3と附表4を本文で付けずに参考資料にて本節の最後に添付する。それを踏まえて、以下では、法院による違約金の減額が認められた裁判例（2014年度、附表3）と法院による違約金の減額が認められなかった裁判例（2014年度、附表4）について検討を行うこととする。

1 全体図の概要

2014年の一年間に判決が下された違約金の減額が認められた裁判例（以下では、違約金の減額が認められた裁判例を、減額肯定例と称する）は127件あり、認められなかった裁判例（以下では、違約金の減額が認められなかった裁判例を、減額否定例と称する）は22件しかなかった。裁判例の数を見ると、減額肯定例が減額否定例に比較して圧倒的に多かったのである。以下では、まず裁判例の概要をまとめる。

第1に、違約金紛争の類型という要件から減額肯定例を見ると、遅延違約金、普通違約金、解約違約金を対象とする3つの類型の紛争に分かれる。

遅延違約金を対象とする紛争のうち、金銭債務の不履行（契約代金の未払い）となす債務の不履行（契約義務の不履行）に分かれる。金銭債務の不履行を対象とする紛争は、借金11件、賃貸借11件、売買45件、サー

⁶ 違約金減額の適用に関する訴訟要件について、第1章による法規定で検討したように、違約金減額の適用は、原則的に債務者の申請によるが、法院の釈明による場合も規定されている。また法規定は明確に規定していないが、裁判実務において法院の職権による裁判例もあるか否かも一つの注目点である。もっとも、これらの一連の問題は、違約金減額の運用における訴訟上の論点であるため、本稿の問題関心から離れるものである。それゆえに、本稿は、裁判実務の検討において違約金減額の適用に関する訴訟要件を、全体図のまとめにする。それについての詳細な検討は、別稿で考察する予定である。

ビス 7 件、請負 10 件、特許 1 件、人身損害賠償 1 件、株式譲渡 1 件という構成である。それに対して、なす債務の不履行を対象とする紛争は、不動産の引渡し 5 件、契約目的物の引渡し 2 件、請負 2 件、不動産名義書換 5 件、サービス 1 件という構成である。

普通違約金を対象とする紛争のうち、金銭債務の不履行（契約代金の未払い）となす債務の不履行（契約義務の不履行）に分かれる。金銭債務の不履行を対象とする紛争は、賃貸借 1 件、株式譲渡 1 件、請負 1 件という構成である。それに対して、なす債務の不履行を対象とする紛争は、競業禁止 2 件、株式譲渡手続き 1 件、著作権許可使用 1 件、売買 1 件、賃貸借 1 件、不動産の引渡し 1 件という構成である。

解約違約金を対象とする紛争のうち、金銭債務の不履行（契約代金の未払い）、なす債務の不履行（契約義務の不履行）に分かれる。金銭債務の不履行を対象とする紛争は、賃貸借 2 件、売買 3 件という構成である。それに対して、なす債務の不履行を対象とする紛争は、不動産の引渡し 4 件、賃貸借 4 件、請負 1 件、委託 1 件という構成である。

他方、減額否定例の場合において、違約金紛争の類型も遅延違約金、普通違約金、解約違約金を対象とする 3 つの類型の紛争に分かれる。

遅延違約金を対象とする紛争のうち、金銭債務の不履行（契約代金の未払い）となす債務の不履行（契約義務の不履行）に分かれる。金銭債務の不履行を対象とする紛争は、売買 6 件、賃貸借 2 件という構成である。それに対して、なす債務の不履行を対象とする紛争は、売買目的物の引渡し 1 件、不動産名義書換 1 件、不動産の引渡し 3 件という構成である。

普通違約金を対象とする紛争のうち、金銭債務の不履行（契約代金の未払い）となす債務の不履行（契約義務の不履行）に分かれる。金銭債務の不履行を対象とする紛争は、労災賠償 1 件、売買 1 件という構成である。それに対して、なす債務の不履行を対象とする紛争は、賃貸借 1 件、不動産の引渡し 1 件、転貸禁止 1 件、運送 1 件、株式譲渡手続き 1 件という構成である。

解約違約金を対象とする紛争のうち、2 件は、いずれもなす債務の不履行（契約義務の不履行）を対象とする紛争である。その内容は、1 件が売買目的物の引渡し、1 件が賃貸借という構成である。

第2に、当事者の属性という要件から減額肯定例を見ると、X（企業）とY（企業）の間の紛争が50件、X（個人）とY（個人）の間の紛争が21件ある。それに対して、X（企業）・Y（個人）の間の紛争が27件、X（個人）とY（企業）の間の紛争が29件ある。他方、減額否定例の場合において、X（企業）とY（企業）の間の紛争が9件、X（個人）とY（個人）の間の紛争が3件ある。それに対して、X（企業）とY（個人）の間の紛争が4件、X（個人）とY（企業）の間の紛争が6件ある。

第3に、違約金の定め方から、減額肯定例を見ると、最も多かったのは、当事者が純粋に違約金の計算方法（日に一定額か日に契約代金の何％）を約定するパターンであり、96件がある。次は、当事者が純粋に一定額の違約金（具体額か契約代金の何％）を約定するパターンであり、29件がある。上記の2つのパターンの他には、当事者が違約金の計算方法を約束するが、一定の条件のもと一定額の違約金に転換させるパターンが1件ある。当事者が違約金の計算方法と一定額の違約金をあわせて約束するパターンが1件ある。

他方、減額否定例の場合において、当事者が純粋に一定額の違約金（具体額と契約代金の何％）を約定するパターンが13件ある。当事者が純粋に違約金の計算方法（日に一定額か日に契約代金の何％）を約定するパターンが9件ある。

第4に、訴訟上の要件から減額肯定例を見ると、次の4パターンを要約することができる。

①、Yが違約金の減額を請求するパターン。このパターンの裁判例が最も多くて114件ある。

②、Yが欠席する場合に、法院の職権による減額のパターン。このパターンの裁判例が5件ある。

③、法院は、Yによる契約違反否認という答弁を、違約金が著しく高く減額を請求するという抗弁とみなした上で、違約金を減額するパターン。このパターンの裁判例が4件ある。

④、法院が違約金の減額を請求するか否かをYに釈明した場合に、Yは違約金の減額を請求するパターン。このパターンの裁判例が4件ある。

他方、減額否定例の場合において、22件の裁判例は、いずれもYが違約金の減額を申請するものである。

第5に、法院による減額の判決理由から減額肯定例を見ると、次の10の事由にまとめられる。①違約金の約定額または約定計算基準が著しく高いこと（60件）、②Xが損失を挙証できていないこと（50件）、③Xの損失が法定遅延貸付利息損失と認定されること（25件）、④Xの損失が不動産賃貸料の損失と認定されること（3件）、⑤違約金の約定額がXの損失とほぼ同額されるべきであること（3件）、⑥Yによる債務の一部履行（3件）、⑦Yの故意・過失の度合い（2件）、⑧Xが契約の履行に過失を寄与すること（2件）、⑨Yの違約行為が重大な契約違反ではない（1件）、⑩Yの違約行為が故意契約違反ではない（2件）。

他方、法院による減額の判断理由から減額否定例を見ると、次の9つの事由にまとめられる。①違約金の約定額または約定計算基準が著しく高くないこと（3件）、②違約金の約定額が法定遅延貸付利息と比較して著しく高くないこと（6件）、③違約金の約定額が不動産賃貸料相場に基づき算出された損失と比較して著しく高くないこと（1件）、④YがXの損失を挙証できていないこと（5件）⑤Xの損失が生じる可能性（3件）、⑥Yが故意（悪意）違約（5件）⑦Yの違約行為が重大な契約違反を構成すること（3件）。

これらの違約金の減額に関する肯定の事由と否定の事由について如何にして読み解くのかは、検討の部分にゆだねることとする。

第6に、減額肯定例の場合には、法院による減額要件および結果を見ると、次の4つのパターンをまとめることができる。

① 法院が中国人民銀行による同類の貸付利率（1～4倍）⁷を基準と

⁷ ここで、なぜ法院が債権者の法定遅延利息を中国人民銀行の貸付利率の1倍から4倍までに認定しているのかというと、最高人民法院「人民法院による借金案件への審理に関する若干の意見」（法〈民〉発〔1991〕21号）6条は、「民間貸付の利率が銀行の利率よりも適当に高くなることができる。各地の人民法院が本地域の実際的な状況に基づき自由にその利率を定めることができるが、中国人民銀行による同類の貸付利率の4倍を超えてはならない。超えた部分の利息が保護されてはならない。」と規定するからである。それゆえに、本条文が民間借金による最高貸付利率を定めるものであるが、金融機関による貸付利率も、中国人民銀行による同類の貸付利率の4倍を超えてはならないと類推適用されるべきである。さもなくば、法律が民間貸付による高利貸しを禁止しなが

し実際の遅延日数に基づいて違約金を算出した（法定遅延貸付利息損失と認定）減額肯定例が37件ある。

② 法院が中国人民銀行による同類の貸付利率（1～4倍）を基準とし実際の遅延日数に基づいて違約金を算出した（法定遅延貸付利息損失の1.3倍と認定）減額肯定例が36件ある。

③ 法院が不動産相場を基準とし実際の遅延日数に基づいて違約金を算出（不動産賃貸料の損失と認定）した減額肯定例が3件ある。

④ 法院が総合考量、公平と誠実信用原則に基づき、違約金を斟酌した減額肯定例が51件ある。

以上のまとめに照らせば、違約金減額の運用に関する基本的な状況を、肯定例と否定例に分けてそれぞれ図で示しておく。

減額肯定例のまとめを、次の【図】14～19⁸で示す。

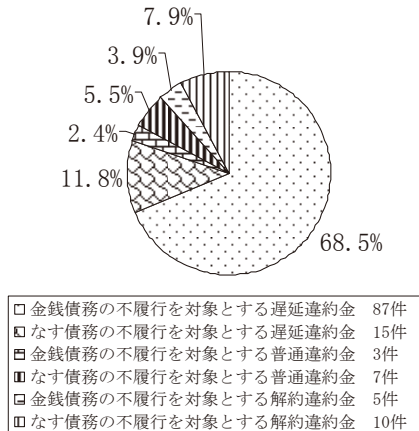


図14 違約金紛争の類型

らも、金融機構貸付による高利貸しを認めるという不都合が生じることになる。したがって、民間貸付、金融機構貸付の場合を問わず、法定貸付利率を認められる範囲は、中国人民銀行による同類の貸付利率の1～4倍ということになる。戴孟勇「関与と利息管制的疑問及思考」崔建遠『民法九人行（第6巻）』（法律出版社・2012）47～50頁参照。

⁸ 【図】14～19は、附表3（違約金の減額が認めれた裁判例リスト）に基づいて、その概要を要件ごとに整理するものである。

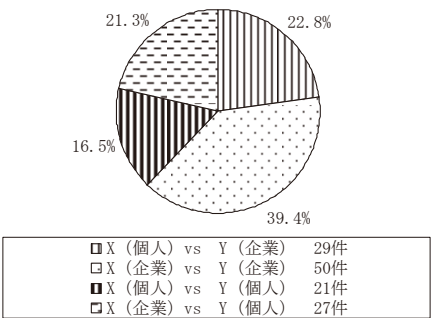


図15 当事者の類型

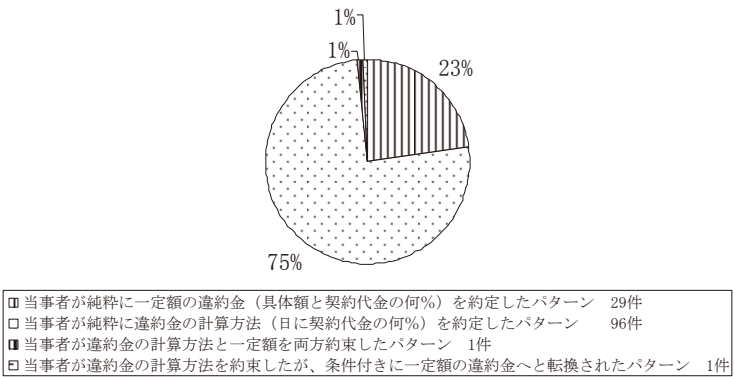


図16 違約金の定め方

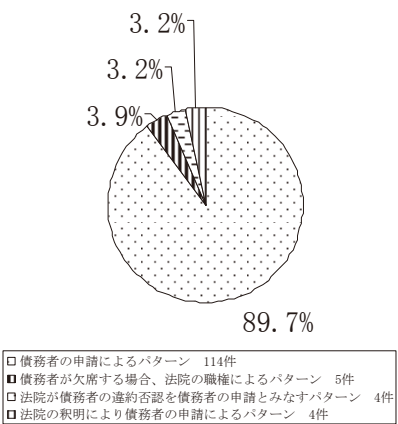


図17 訴訟手続き

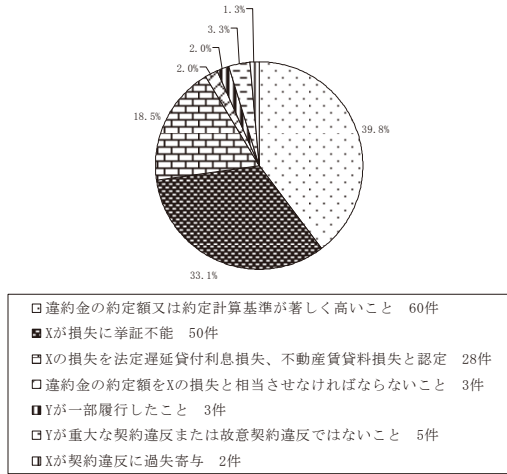


図18 法院による減額肯定の判断事由

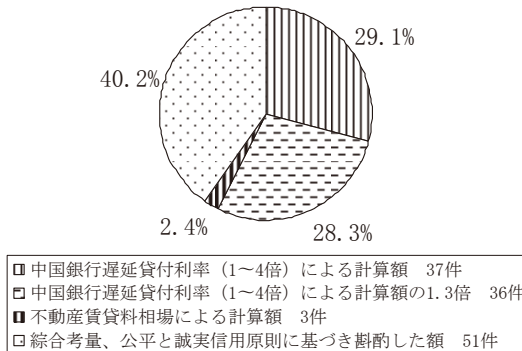


図19 法院による減額の計算要件および結果

減額肯定例のまとめを、次の【図】20～23⁹で示す。

⁹ 【図】20～23は、附表4（違約金の減額が認められなかった裁判例リスト）に基づいて、その概要を要件ごとに整理するものである。

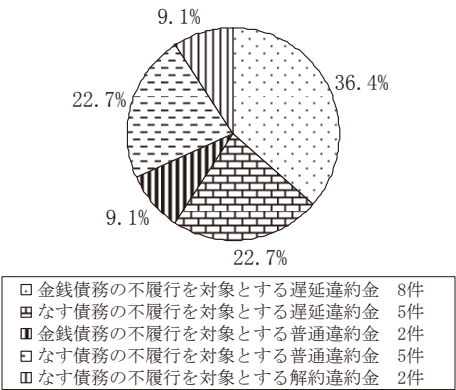


図20 違約金紛争の種類

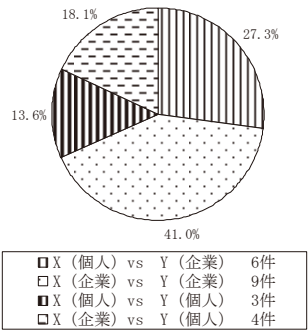


図21 当事者の類型

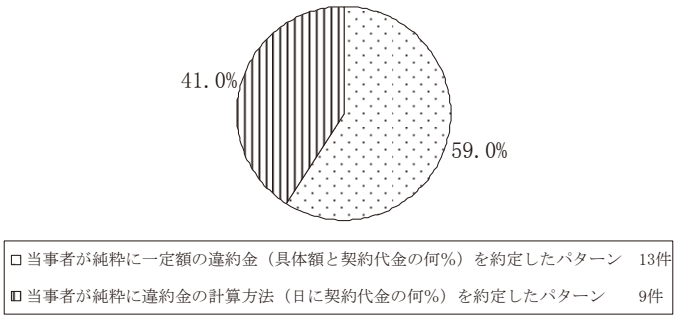


図22 違約金の定め方

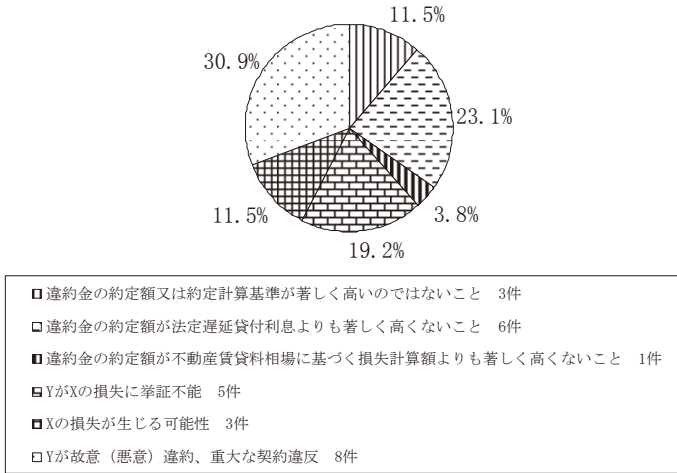


図23 法院による減額否定の判断事由

2 検討

以上の整理に照らせば、裁判実務において違約金減額が如何にして働いているのかについてその全貌を把握することができる。その中で、本稿の目的との関連で検討する必要があるのは、法院による減額の肯定の判断事由(【図】18)と法院による増額の否定の判断事由(【図】23)である。全体図による【図】18と【図】23についての整理は、ただ判決理由に用いられる用語を初歩的に纏めたに過ぎないものである。実際には、これらの事由がどのような法的意味が含まれるのか、如何にして読み解かれるべきなのかについて、さらなる詳細な検討がかけはならないように思われる。違約金増額の運用に関する検討の手法と同様に、違約金減額を検討する場合においても、まず第1章では検討した法規定、学説は、法院による減額の判断要件について如何にして説明しているのかを再度確認し、その上で裁判実務においてこれらの要件をどのようにして捉えるべきなのかを補足する。

第1章による法規定、通説の立場に照らせば、法院は、違約金の減額の可否を判断する場合には、実損害差額主義を主とし、付加的な要件の考量を従とするという判断構造が求められる。換言すれば、違約金減額の運用において法院の判断要件は、基礎的な要件と付加的な要件に分か

れる。以下では、順次に分析する。

第１に、基礎的な要件—— 債権者の実損害。違約金増額の運用の場合と同様に、法院が違約金の減額の可否を判断する場合には、実損害差額主義を徹底すべき立場は変わらない。ただ注意しておきたいのは、ここでの実損害差額主義において、違約金と実損害の比較基準が「高い」のではなく、「著しく高い」となっている。その「著しく高い」について量化の基準も規定されている。すなわち違約金の約定額が債権者の実損失の1.3倍よりも高額でありさえすれば、「著しく高い」という比較基準が満たされることになる。

第２に、付加的な要件—— 違約金増額の運用の場合との違いが呈されているのは、法院が違約金の減額の可否を判断する場合には、契約の履行状況（債務の一部履行）、当事者の故意・過失の度合い、逸失利益が付加的な考量の事由として提示されている。法規定がこれらの付加的な考量の事由が減額の可否に寄与する意味をはっきりと規定していないが、学説は、これらの付加的な考量の事由を解釈している。以下では、学説の説明に照らせば、これらの付加的な要件は、どのような法的意味があるのかを指摘しておく。

まず、学説は契約の履行状況が主に債務の一部履行による減額を指していると説明している。とはいえ、その減額の論理に鑑みると、減額の実質が債権者の実損害から債務の一部履行によって債権者が受けた利益が差し引かれるという引き算の思考が働くものであるため、依然として実損害差額主義の思考にとどまると解される。

また、学説は、逸失利益とは当事者が実際に発生した損失ではなく、単に発生するであろうという期待の利益である、と説明しているが、その実質は債権者の損失の一部を構成するものである、と指摘している。換言すれば、逸失利益も法院が債権者の実損害を認定する段階において考量するものであるため、その実質も依然として実損害差額主義の論理に属すると解される。

さらに、学説は、当事者の故意・過失の度合いが債務者の故意違約と債権者の寄与過失の場合を指していると理解している。すなわち、前者が法院が減額を否定する判断に寄与する一方で、後者が法院が減額を肯定する判断に寄与すると説明している。換言すれば、当事者の故意・過

失の度合いという事由は、法院が当事者の帰責性を問うことで、減額の可否の根拠とするものである。この意味において、当事者の故意・過失の度合いという要件は、非難可能性という意味を有すると解される。

第3に、法規定は、上記の基礎的な要件と付加的な要件を明文化しているほか、公平原則と誠実信用原則という原理的な要件を規定している。とはいえ、学説は、公平原則と誠実信用原則があくまでも抽象的な理念に過ぎず、法院に判断の自由裁量権を与えるものであると解釈している。実際の裁判例において法院が公平原則と誠実信用原則を考量しているか否か、また如何なる意味で考量しているかは、注目に値する。

以上の法規定、学説による説明に照らせば、実際の裁判例において法院が、減額の可否を判断する場合には、どのぐらい実損害差額主義に依拠しているのか、またそれ以外には、当事者の故意・過失の度合いによる非難可能性や、公平原則と誠実信用原則についての考量があるのか。裁判実務において全体的にどのような特徴があるのかについて、裁判例に基づいて検討する。

（１）減額の肯定、否定の判決理由

以下では、裁判実務において減額の肯定、否定の判決理由を検証する。なお違約金減額の運用に関する裁判例を検証する前に、次の2点を説明しておきたい。

第1に、裁判例の検討の順番について、違約金減額の運用に関する裁判例において違約金紛争の類型が違約金増額の運用に関する裁判例と比較して多様であるため、本部分は、遅延違約金の紛争、普通違約金の紛争、解約違約金の紛争という3つの類型に基づき検討を進めることとする。

第2に、各裁判例に鑑みると、借金、賃貸料、売買などの様々な契約紛争は見られるが、契約による違約金責任の実質を見ると、依然として金銭債務の不履行となす債務の不履行という2種類の契約不履行責任を要約することができる。それゆえに、本部分は、違約金増額の運用に関する検討の手法と同様に、金銭債務を対象とする違約金紛争となす債務を対象とする違約金紛争に基づいて検討を進めることとする。

（い）減額肯定例についての検討

減額肯定例を全体的に見ると、最も多かったのは、遅延違約金の紛争であり、102件ある。次は、普通違約金の紛争が10件ある。さらには、解約違約金の紛争が15件ある。違約金減額の運用に関する裁判例の件数が多かったため、違約金類型ごとに示しようとする裁判例について、本文では件数のみを示すにとどめ、具体的な裁判例の番号を注で示しておく。以下では、詳しく検討する。

① 遅延違約金の紛争

遅延違約金の紛争において金銭債務の不履行を対象とする裁判例が87件ある。それに対して、なす債務の不履行を対象とする裁判例が15件しかなかった。以下では、それぞれ検討する。

（a）金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争

違約金の減額を認められた減額肯定例において最も多かったのは、金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争であり、87件があった。この87件において、法院による減額の肯定の判決理由を、次のように要約することができる。

（A）87件のうち、84件において法院による判決理由を、次の8つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い（43件¹⁰）

イ、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い、しかも X が損失を挙証できていない（2件¹¹）

ウ、X が損失を挙証できていない（14件¹²）

¹⁰ 減額肯定例 1、5、7、16、23、29、37、85、92、95、110（借金）、減額肯定例 3、17、33、40、61、102、105（賃貸借）、減額肯定例11、27、28、35、36、46、53、59、60、78、79、82、87、88、106、107、124、126（売買）、減額肯定例 9、15、34、77（サービス）、減額肯定例47（請負）、減額肯定例12（特許）、減額肯定例25（人身損害賠償）。

¹¹ 減額肯定例 4、123（売買）。

¹² 減額肯定例55、98、100（賃貸借）、減額肯定例19、39、49、84、93、119、121（売買）、減額肯定例74、75（サービス）、減額肯定例114、120（請負）。

エ、X が損失を挙証できていない、X の損失を法定遅延貸付利息損失と認定（11件¹³）

オ、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高く、X の損失を法定遅延貸付利息損失と認定（3件¹⁴）

カ、X と Y がともに損失を挙証できていない（2件¹⁵）

キ、X の損失を法定遅延貸付利息損失と認定（8件¹⁶）

ク、違約金の約定額を X の損失とほぼ同額とするべき（1件¹⁷）

この84件において上記の列挙された8つの事由の実質を検討すると、法院が X の損失の認定を中心とし、それを違約金の約定額と比較することを唯一の減額の理由としているであろう。換言すれば、法院は、違約金の約定額が X の損失と比較してより著しく高額でありさえすれば、その減額を認めると解される。この意味において、上記の84件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（B）87件のうち、減額肯定例70と減額肯定例76は、法院が債務の一部履行によって違約金を減額した裁判例である。以下では、詳しく分析する。

減額肯定例70の判旨によれば、法院による減額の肯定の判決理由を、「Y が契約代金の大部分（60%）をすでに支払ったことに鑑みると、違約金の約定が確かに著しく高いため、法院は違約金を減額する」、とされる。

減額肯定例76の判旨によれば、法院による減額の肯定の判決理由を、「本件における契約履行の実際状況に鑑みると、Y が期間通りに支払わなかった契約代金が契約代金の21.6%しか占めなかったため、違約金の約定計算基準に基づいて計算された額が X の経済的損失および逸失利益に比較して著しく高くなる。それゆえに、法院は違約金を減額する」、とされる。

¹³ 減額肯定例38、48、54、64、90、99、112、116、118（売買）、減額肯定例117（サービス）、減額肯定例96（請負）。

¹⁴ 減額肯定例42、94（売買）、減額肯定例41（請負）。

¹⁵ 減額肯定例45（売買）、減額肯定例115（請負）。

¹⁶ 減額肯定例7（借金）、減額肯定例58、69、97、103（売買）、減額肯定例63、101（請負）、減額肯定例50（譲渡）。

¹⁷ 減額肯定例111（請負）。

上記の２件の判決理由に照らせば、Ｙがすでに契約の一部（６０％と２１．６％）を履行することで、Ｘの損失が少なくなった。法院が違約金の約定Ｘの損失と比較して著しく高額であることを理由に違約金を減額する旨が見られる。換言すれば、法院による減額の判決理由は、表面的にいずれもＹによる契約の一部履行のためであるが、その実質が、Ｘの実損害から債務の一部履行によって得られた利益が差し引かれるという引き算の思考が働いた結果として違約金がＸの実損害よりも著しく高額であると解されるであろう。この意味において、上記の２件は、依然として法院が実損害差額主義に依拠した裁判例であると評価できる。

（Ｃ）８７件のうち、残る減額肯定例８３のみは、法院がＸの損失を認定したほか、Ｙの過失の度合いを考量したという特徴が見られる裁判例である。以下では、詳しく分析する。

減額肯定例８３の判旨によれば、法院による減額の肯定の判断理由を、「違約金の約定は、契約当事者の自由の意思によるものであり、その目的が債務者の違約行為を未然に防ぐためである。とはいえ、Ｘの損失よりも著しく高額な違約金は、明らかに公平合理の原則に違反するものである。またＹが悪意（故意）違約をしたわけではないため、法院がＹの減額の請求を支持する」、とされる。

本件の判決理由に照らせば、法院が、違約金がＸの損失よりも著しく高額であることを認定すると同時に、Ｙの違約行為が悪意（故意）違約ではないことを根拠としたことは、特徴的である。換言すれば、Ｙが悪意（故意）違約をしたのでなければ、法院が約定された高額な違約金をもってＹへと制裁を与えてはならないと旨が含まれると解される。この意味において、本件は、法院が実損害差額主義を根拠とするだけでなく当事者の非難可能性を考量した一例であると評価できる。

（ｂ）なす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争

遅延違約金の紛争においてなす債務の不履行を対象とする裁判例が１５件あった。法院による減額の肯定の判決理由を、次のように要約することができる。

上記の１５件において法院による判決理由を、次の６つの事由に要約することができる。

- ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い（4件¹⁸）
- イ、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い、しかもXが損失を挙証できていない（2件¹⁹）
- ウ、Xが損失を挙証できていない（6件²⁰）
- エ、Xが損失を挙証できていない、Xの損失を法定遅延貸付利息損失と認定（1件²¹）
- オ、XとYがともに損失を挙証できていない（1件²²）
- カ、Xの損失を不動産賃貸料の損失と認定（1件²³）

この15件において上記に列挙された6つの事由の実質を見ると、法院がXの損失の認定を中心とし、それを違約金の約定額と比較することを減額の理由としているであろう。注意しておきたいのは、上記の事由の内容においてXが損失を挙証できていないという事由は最も多く取り上げられたことである。換言すれば、Xの損失が確定されにくいなす債務の不履行を対象とする紛争の場合には、法院がXの損失を認定する段階において、違約金の約定額がXの損失と比較して著しく高額であることに関する証明責任をXに負わせる傾向が示されており、もしXが損失を挙証できていないのであるならば、法院は、Yの違約金減額請求を容認すると見て取れる²⁴。とはいえ、このような判断の実質も、X

¹⁸ 減額肯定例91、113（不動産の引渡し義務）、減額肯定例22、104（請負義務）。

¹⁹ 減額肯定例6（不動産の引渡し義務）、減額肯定例10（契約目的物の引渡し義務）。

²⁰ 具体的には、減額肯定例84（不動産の引渡し義務）、減額肯定例18（契約目的物の引渡し義務）、減額肯定例32、43、127（不動産名義書換義務）、減額肯定例44（サービス契約義務）。

²¹ 減額肯定例80（不動産名義書換義務）。

²² 減額肯定例45（売買）、減額肯定例115（請負）。

²³ 減額肯定例57（不動産の引渡し義務）

²⁴ 挙証責任の原則に基づけば、違約金の減額を求めるY（債務者）は、違約金の約定額がXの損失と比較して著しく高額であることに証明責任を負うべきであるが、裁判実務において法院は、Xの損失に関する証明責任を自分の損失に詳しいXに転換させる傾向は示されている。もっとも、第1章の法規定、学説による検討に照らせば、挙証責任の問題は違約金減額の適用に関する訴訟手続上の一つ大きな論点であるが、本稿の問題関心から離れるため、それにつ

の損失を認定する目的であり、依然として実損害差額主義の判断構造の一環として捉えられると解される。この意味において、上記の15件は、いずれも法院が実損害差額主義に依拠した裁判例であると評価できる。

② 普通違約金の紛争

遅延違約金の紛争を対象とする裁判例に比較して、普通違約金の紛争を対象とする裁判例が10件しかなかった。このうち、金銭債務の不履行を対象とする減額肯定例が3件あった。それに対して、なす債務の不履行を対象とする減額肯定例が7件あった。普通違約金の責任をめぐる紛争は、Yが契約履行を果たさなかったため、違約金責任を問われるものであるが、遅延違約金の責任をめぐる紛争と比較して、次の違いが呈されている。すなわち、遅延違約金の責任をめぐる紛争の場合には、Yが契約義務の履行に遅延することが条件とされているし、違約金の定め方について当事者が違約金の計算基準を約定することがほとんどである。それに対して、普通違約金の責任をめぐる紛争の場合には、Yがいったん契約違反すれば、違約金責任を問われることになる。違約金の定め方について当事者が一定額の違約金を約定することが一般的である。以下ではこの10件の普通違約金責任をめぐる紛争において、法院がどのような判決の理由で違約金の減額を認めたのかを検討する。

（a）金銭債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争

金銭債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争が3件あり、この3件は、減額肯定例2（賃貸借）、13（請負）、73（譲渡代金）というものである。この3件において法院による減額の肯定の判決理由を、次の2つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い（減額肯定例2、73）

イ、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い、しかもXが損失を挙証できていない（減額肯定例13）

上記の3件の判断事由に照らせば、法院が、Xの損失の認定を中心と

いての裁判実務の検討を割愛し、別稿で考察する予定である。

し、次いで、違約金の約定額を X の損失と比較し著しく高額であることを減額の理由としているであろう。この意味において、上記の 3 件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

(b) なす債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争

なす債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争が 7 件あった。以下では、法院による減額の判決理由を見ておこう。

(A) 7 件のうち、6 件において法院による判決理由を、次の 3 つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い (2 件²⁵)

イ、X が損失を挙証できていない (3 件²⁶)

ウ、違約金の約定額を X の損失とほぼ同額させるべき (1 件²⁷)

上記の 6 件の事由に照らせば、この 6 件は、いずれも、法院が X の損失の認定を中心とし、次いで違約金の約定額を X の損失と比較し著しく高額であることを減額の理由としている裁判例であると解される。この意味において、上記の 3 件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

(B) 7 件のうち、減額肯定例109のみは、法院が契約の一部履行によって違約金を減額した裁判例である。以下では、詳しく分析する。

本件の判旨によれば、法院による増額の肯定の判決理由を、「Y が契約違反をしている。とはいえ、契約代金の39万円の中には、X が Y に 7 万円 (18%) しか支払っていないため、違約金の約定通りに Y が責任を負担することは、その約定額が著しく高額なものである。しかも X が損失を挙証できていないという事情もある。以上のことに鑑みると、法院が Y の違約金の減額請求を認める」、とされる。

本件の判決理由に照らせば、本件は、上記の減額肯定例70と減額肯定例76と同様に、契約の一部履行による減額の適用例であると見て取れる

²⁵ 減額肯定例 8 (競業禁止義務) 減額肯定例81 (賃貸借義務)

²⁶ 減額肯定例20 (著作権許可使用義務)、減額肯定例24 (競業禁止義務)、減額肯定例68 (売買契約義務)

²⁷ 減額肯定例14 (株式の譲渡手続き義務)

であろう。注意しておきたいのは、本件による契約の一部履行の認定が、Yが契約を一部履行したのではなく、Xが契約を一部履行したということである。とはいえ、Xの損失という点に鑑みると、Xが契約の一部しか履行していなかったため、自分が受けた損失も少なくなったという結果になる。換言すれば、Yが契約を一部履行した場合と同様に、Xが契約を一部履行した場合も、Xの損失が少なくなるため、実損害よりも違約金が高くなるという実損害差額主義の論理が捉えられると解される。この意味において、本件も、法院が実損害差額主義を貫徹した裁判例であると評価である。

③ 解約違約金の紛争

違約金紛争の類型の中には、最後に残るのは解約違約金を対象とする紛争であり、15件の減額肯定例があった。このうち、金銭債務の不履行を対象とする減額肯定例が5件ある。それに対して、なす債務の不履行の減額肯定例が10件ある。解約違約金の責任をめぐる紛争は、Yが契約違反をしたことで、違約金責任を問われるものであるが、遅延違約金、普通違約金の責任をめぐる紛争と比較して、次の違いが呈されている。すなわち、解約違約金の責任をめぐる紛争の場合には、当事者の契約違反があるならば、XかYが契約を解除してはじめて、Xが違約金を求めることができるのは一般的である。換言すれば、契約の解除は、法院が違約金責任を判断する前提となっている。以下では、この15件の解約違約金責任をめぐる紛争において、法院がどのような判決理由で違約金の減額を認めたのかを検討する。

（a）金銭債務の不履行を対象とする解約違約金の紛争

金銭債務の不履行を対象とする解約違約金の紛争が5件ある。以下では、法院による減額の判決理由を見ておこう。

（A）5件のうち、4件において法院による判決理由を、次の2つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い（3件²⁸）、

²⁸ 減額肯定例21、減額肯定例30（賃貸借）、減額肯定例122（売買）。

イ、Xが損失を挙証できていない（1件²⁹）

この4件において上記に列挙された2つの事由の実質を検討すると、法院がXの損失の認定を中心とし、次いで違約金の約定額をXの損失と比較して著しく高額であることを減額の肯定の理由としていると解される。この意味において、上記の4件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底する裁判例であると評価できる。

（B）5件のうち、減額肯定例62のみにおいてXの損失を認定したほか、XとYの故意・過失の度合いを考量したという特徴が見られる。以下では、詳しく分析する。

減額肯定例62の判旨によれば、法院による減額の肯定の判決理由を、「法院が、違約金を決める場合に、違約金の約定にこだわる必要はない。本件においてXの損失がある一方で、X、Yがいずれも過失の度合いがあった。さらにYが悪意（故意）違約でもないため、法院が公平原則と誠実信用原則に基づき、違約金の減額請求を支持する」、とされる。

本件の判決理由に照らせば、法院がXの損失を考量した同時に、契約違反についてXの過失寄与、Yの違約行為が悪意（故意）違約ではないといったことを減額の肯定の理由としているであろう。本件において上記の減額肯定例83と類似的な判断の旨があると読み取れる。すなわち、Xが契約違反に過失を寄与し、しかもYが悪意（故意）違約をしていない場合に、法院が約定された高額な違約金をもってYへと制裁を与えてはならないと旨が含まれると思われる。換言すれば、本件において法院が当事者の過失の度合いを違約金の減額の可否の判断に持ち込んだ意味は、Xの帰責性を問う必要がある一方で、Yの帰責性がそれほど重くないという当事者の非難可能性を根拠とするものと解される。この意味において、本件は、法院が実損害差額主義を根拠とするだけでなく当事者の非難可能性を考量した一例であると評価できる。

（b）なす債務の不履行を対象とする解約違約金の紛争

なす債務の不履行を対象とする解約違約金の紛争が10件ある。この10件において法院による減額の肯定の判決理由は、次のようなものである。

²⁹ 減額肯定例26（売買）。

（Ａ）１０件のうち、８件において法院による判決理由を、次の４つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高い（２件³⁰⁾

イ、X が損失を挙証できていない（４件³¹⁾

ウ、X の損失を不動産賃貸料の損失と認定（１件³²⁾

エ、違約金の約定額を X の損失とほぼ同額させるべきである（１件³³⁾

この８件において上記に列挙されたに４つの事由の実質を検討すると、X の損失の認定を中心とし、次いで違約金の約定額を X の損失との比較して著しく高額であることを減額の肯定の理由としていると解される。この意味において、上記の８件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（Ｂ）１０件のうち、減額肯定例67と72のみにおいて、法院がX の損失を認定したほか、Y の過失の度合いを考量したといった特徴が見られる。以下では、詳しく分析する。

減額肯定例67の判旨によれば、法院による減額の肯定の判決理由を、「違約金の約定額に関する全額の負担は、Y が重大な契約違反をした場合でしか適用されることができない。それゆえに、法院は、Y が重大な契約違反を構成していない場合に、違約金の全額を支持せず、Y の減額請求を認める」、とされる。

減額肯定例72の判旨によれば、法院による減額の肯定の判決理由を、「Y が契約違反において主観的な悪意がない。また Y の違約期間も短くて X も損失を挙証できていないのであるため、違約金の減額請求が支持されるべきである」、とされる。

上記の２件の判決理由に照らせば、減額肯定例72の場合には、法院が X の損失を考量した同時に、Y の違約行為が悪意（故意）違約ではないということを減額の根拠としたことは明確である。それに対して、減額

³⁰⁾ 減額肯定例31（不動産の引渡し義務）、減額肯定例51（賃貸借義務）。

³¹⁾ 減額肯定例52（不動産の引渡し義務）、減額肯定例66（賃貸借）、減額肯定例108（請負義務）、減額肯定例125（委託義務）。

³²⁾ 減額肯定例56（不動産の引渡し義務）

³³⁾ 減額肯定例65（賃貸借義務）

肯定例67の場合には、法院は、Yが契約違反に過失があることを直接に言及していないが、「Yの違約行為は重大な契約違反を構成していない」という表現に鑑みると、Yが契約違反に過失の度合いが重くないという意味を読み取れるであろう。換言すれば、この2件においても、減額肯定例62と83と同様に、Yが悪意（故意）違約をしたのであれば、Yの帰責性が重いものではなく、Yを非難する可能性が低いという旨が含まれると解される。この意味において、上記の2件は、いずれも法院が実損害差額主義を根拠とするだけでなく、当事者の非難可能性を考量した裁判例であると評価できる。

（ii）減額否定例についての検討

減額肯定例の数と比較して、減額否定例は少なかったのであり、22件しかいなかった。このうち、最も多かったのは、遅延違約金の紛争であり、13件があった。次は、普通違約金の紛争であり、8件があった。最も少なかったのは解約違約金の紛争であり2件があった。以下では、詳しく検討に入る。

① 遅延違約金の紛争

遅延違約金責任の紛争において金銭債務の不履行を対象とする裁判例が8件ある。それに対して、なす債務の不履行を対象とする裁判例が5件ある。以下では、これらの裁判例において法院がどのような判決理由で違約金の減額を認めなかったのかを検討する。

（a）金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争

金銭債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争が8件あった。この8件において法院による減額の否定の判決理由を、次のように要約することができる。

（A）8件のうち、7件において法院による判決理由を、次の2つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額または約定計算基準が著しく高くない（2件³⁴）

³⁴ 減額否定例3（売買）、減額否定例6（賃貸借）。

イ、違約金の約定額が法定遅延貸付利息損失と比較して著しく高くない（５件³⁵）

この７件において上記に列挙された２つの事由の実質を検討すると、法院がXの損失を認定したうえで、違約金がXの損失と比較して著しく高額ではないことを減額の否定の理由としていると解されるであろう。この意味において、上記の７件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

（Ｂ）８件のうち、減額否定例４のみは、法院がXの損失を考量したほか、Yの違約行為が故意（悪意）違約であることを減額の理由と根拠付けたことは、特徴的である。以下では、詳しく分析する。

減額否定例４の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、「契約の履行の際に、Yが契約代金を支払う条件がすでに満たされていたことを当然に知っていた、というべきであるが、契約代金の支払いを拒んだ。その違約行為が故意違約であり、依然としてYが契約代金の支払いを拒み続けている。さらに、Yの違約行為がXの権利の主張を遅らせたため、違約金の計算期間を短くさせた。以上のことに鑑みると、法院がYの減額請求を認めない」、とされる。

上記の法院による判決理由に照らせば、法院が「Yの違約行為がXの権利の主張を遅らせたため、違約金の計算期間を短くさせた」を理由とするのは、法院が、Yの違約行為がXに多くの損失を与えるということを確認している。換言すれば、法院がXの損失を認定する意味が含まれるであろう。また、それと並ぶもう一つの理由は、Yの違約行為が故意（悪意）違約であることとして挙げられている。この点について、減額肯定例に関する検討では、法院は、Yの違約行為が悪意（故意）違約ではないことを減額の肯定の理由とした減額肯定例は、４件の裁判例があった。それと対照的に、本件において、法院は、Yの違約行為が悪意（故意）違約であったことを減額の否定の理由としたことは反対の趣旨として捉えられる。換言すれば、Yの違約行為が悪意（故意）違約を構成したか否かは、法院が違約金の減額の可否を判断する一つ重要な決め手である。本件においてYが悪意（故意）違約をし、その帰責性が重く

³⁵ 減額否定例５、１２、１７、１９（売買）、減額否定例１１（賃貸借）

なるため、法院が約定された高額な違約金をもってYを非難する旨が含まれると解されるであろう。この意味において、本件は、法院が実損害差額主義を根拠とするだけでなく、当事者の非難可能性を考量した一例であると評価できる。

(b) なす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争

なす債務の不履行を対象とする遅延違約金の紛争が5件あった。この5件において、法院による減額の否定の判決理由を、次のように要約することができる。

(A) 5件のうち、4件において法院による判決理由を、以下の4つの事由に要約することができる。

ア、違約金の約定額が法定遅延貸付利息損失と比較して著しく高くない(1件³⁶)、

イ、YがXの損失を挙証できていない(1件³⁷)

ウ、違約金の約定額が不動産賃貸料相場を基準とする計算額と比較して著しく高くない(1件³⁸)、

エ、YがXの損失を挙証できていない、Xの損失が生じる可能性(1件³⁹)

この4件において上記に列挙された4つの事由の実質を検討すると、法院がXの損失の認定を中心とし、次いで違約金の約定額を、Xの損失と比較して著しく高額ではないことを減額の否定の理由としていると解されるであろう。この意味において、上記の4件は、いずれも法院が実損害差額主義を徹底した裁判例であると評価できる。

(B) 5件のうち、減額否定例2のみは、法院がXの逸失利益を考量したほか、Yの違約行為が故意(悪意)違約であったことを減額の理由と根拠付けたことは、特徴的である。以下では、詳しく分析する。

減額否定例2の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、

³⁶ 減額否定例15(不動産の引渡し義務)。

³⁷ 減額否定例14(不動産名義書換義務)。

³⁸ 減額否定例16(不動産の引渡し義務)。

³⁹ 減額否定例20(不動産の引渡し義務)。

「本件において、Y は、X が契約の目的物を自分のプロジェクトに使う必要があることを明らかに知ったが、契約の約定通りに目的物を X に提供しなかった。また X が与えた履行の猶予期間まで、依然として提供義務を果たせなかった。以上の契約の履行状況、Y の帰責性の重さ、X の逸失利益などを考慮した上で、法院が Y の減額請求を認めない」、とされる。

上記の法院による判決理由に照らせば、法院が X の逸失利益を考慮したほか、Y の主観的な帰責性の重さを責める旨が強いであろう。すなわち、本件において Y が「明らかに知る」や「依然として提供義務を果たさなかった」といった表現に鑑みると、Y の契約違反が故意（悪意）違約であると解される。本件は、減額否定例 4 と同様に、法院が実損害差額主義を根拠とするだけではなく、当事者の非難可能性を考量した一例であると評価できる。

② 普通違約金の紛争

普通違約金の紛争において金銭債務の不履行を対象とする裁判例が 2 件ある。それに対して、なす債務の不履行を対象とする裁判例が 5 件ある。以下では、これらの裁判例において法院がどのような判決理由で違約金の減額を認めなかったのかを検討する。

（a）金銭債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争

金銭債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争は、減額否定例 8（労災賠償金の未払い）と減額否定例 10（売買代金の未払い）という 2 件がある。この 2 件において法院による減額の否定の判決理由に鑑みると、この 2 件は、いずれも法院が X の損失を考量したほか、Y の違約行為が故意（悪意）違約であったと認定したものである。以下では、詳しく分析する。

減額否定例 8 の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、「X と Y は、労災賠償金を合意している。それゆえに、Y が自分の違約行為によって X の逸失利益の損失をもたらすという違約の効果を明らかに知ったが、ずっと約定通りに X に賠償金を支払わなかったため、Y の違約行為が誠実信用原則に背き、Y の帰責性の重さが明らかである。し

たがって X の違約金請求は、Y の賠償義務を加重するものではないため、Y の減額請求を支持しない」、とされる。

減額否定例10の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、「Y の違約行為が誠実信用原則に違反し、重大な契約違反を構成したため、契約の履行状況と契約履行において Y の違約行為が信用を失わせた度合いに基づいて、違約金の減額を認めない」、とされる。

上記の2件の判決理由に照らせば、減額否定例8において Y の違約行為による「帰責性の重さ」、減額否定例10において Y の違約行為による「重大さ」や「信用を失わせた度合い」といった表現に鑑みると、上記の2件における減額の否定の理由は、いずれも Y の違約行為による帰責性の重さ、重大さを強調するものであるため、Y の違約行為が故意（悪意）違約を構成している旨が含まれると解されるであろう。この意味において、上記の2件は、いずれも減額否定例4、21と同様に、法院が実損害差額主義を根拠とするだけでなく、当事者の非難可能性を考量した裁判例であると評価できる。

（b）なす債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争

なす債務の不履行を対象とする普通違約金の紛争が5件あった。この5件において法院による減額の否定の判決理由は、次のようなものである。

（A）5件のうち、減額否定例7、21において法院による判決理由を、いずれも、Y が X の損失を挙証できていないという事由に要約することができる。この意味において、この2件は、いずれも、法院が実損害差額主義を徹底する裁判例であると評価できる。

（B）5件のうち、減額否定例9、18、22は、法院による判決理由において、法院が X の損失を認定したほか、Y の違約行為が故意（悪意）であったことを考量した裁判例である。以下では、詳しく分析する。

減額否定例9の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、「Y が故意に契約義務の履行に遅延する疑いがあったため、相応の違約責任を負わなければならない。それゆえに、Y の違約金の減額請求を認めない」、とされる。

減額否定例18の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、

「契約履行において Y が誠実信用という態度を持っておらず、悪意違約という主観的な故意を持っている。違約金は、債権者の損失を填補する機能を有するもののみならず、債務者の違約行為を懲罰する機能も有するものであるため、Y の減額請求を支持しない」、とされる。

減額否定例22の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、「X が契約目的物を Y に渡したが、Y が契約代金220万円しか支払っておらず、残金の650万円をずっと支払わなかった。それゆえに、Y の違約行為がX の倒産という結果をもたらしたため、重大な契約違反を構成した。法院がX の損失、Y の帰責性の重さ、契約の履行状況と逸失利益などを考量した上で、Y の減額請求を認めない」、とされる。

上記の３件の判決理由に照らせば、減額否定例9と減額否定例18において法院がY が故意（悪意）違約したことを減額の否定の理由としているのは、明らかである。減額否定例2において、法院が直接にY の故意違約を言及していないが、「重大な契約違反」や「Y の帰責性の重さ」といった表現に鑑みると、法院がY の違約行為による帰責性を責める旨も含まれるとも看取できる。上記の３件の判断の共通点も、Y の帰責性が重いため、法院がY の違約行為を非難するものであると解される。この意味において、上記の３件は、いずれも法院が実損害差額主義を根拠とするだけではなく、当事者の非難可能性を考量した裁判例であると評価できる。

③ 解約違約金の紛争

減額否定例のうち、最後に残る２件の裁判例は、解約違約金責任をめぐる紛争であった。この２件は、いずれもなす債務の不履行を対象とする裁判例である。以下では、この２件の裁判例において法院がどのような判決理由で違約金の減額を認めなかったのかを検討する。

（Ａ）減額否定例13は、Y が賃貸借義務を違反したため、違約金責任を問われた裁判例であった。本件は、法院がY がX の損失を挙証できていないということを理由に、Y の減額請求を棄却するものである。この意味において、本件は、法院が実損害差額主義を徹底した一例であると評価できる。

（Ｂ）減額否定例1は、Y が契約目的物の引渡し義務を違反したため、

違約金責任を問われた裁判例であった。法院による減額の否定の判決理由において、法院がXの損失を認定したほか、Yの違約行為が故意（悪意）違約であったという特徴が見られる。以下では、詳しく分析する。

減額否定例1の判旨によれば、法院による減額の否定の判決理由を、「Xの挙証の内容に照らして、違約金の約定額がXの損失よりも著しく高くないという事実が判明された。また、Yが、自分の違約行為がXにもたらした損失に予見すべきであり、かつ訴訟においてXとの契約関係を否定していたため、Yが明らかに悪意を抱えている。法院が正常な経済秩序を保ち、Yに懲罰を与えるため、違約金の減額を認めない」、とされる。

本件の判決理由に照らせば、法院が違約金の約定額とXの損失との比較を行ったほか、Yの違約行為が悪意（故意）であったことを減額の否定の理由としてしていると見て取れる。換言すれば、本件において法院がYが悪意（故意）違約をしたため、その帰責性が重くて法院がYの違約行為を非難する旨が含まれると解されるであろう。この意味において、本件は、法院が実損害差額主義を根拠とするだけではなく、当事者の非難可能性を考量した一例であると評価できる。

（iii）総括

以上では、減額肯定例、減額否定例においてそれぞれの判決理由を詳しく検討してきた。これらの検討に照らせば、裁判実務には違約金減額の運用において法院が違約金の減額の可否を判断する場合には、いかなる傾向がみられるのかについて、次の3点をまとめることができる。

第1に、減額肯定例127件と減額否定例22件においてそれぞれ123件と14件の裁判例は、いずれも法院が違約金を減額するか否かを判断する場合に、単に契約違反後、Xの損失の認定を中心とし、次いで違約金の約定額をXの損失と比較して著しく高額であるかどうかを判断の理由としているものである。換言すれば、減額肯定例123件において法院が違約金の約定額をXの損失と比較して、より著しく高額でありさえすれば、違約金の減額を認める。それに対して、減額否定例14件において法院が違約金の約定額をXの損失と比較して、より著しく高額でさえなければ、違約金の減額を認めない。したがって、裁判実務において法院

が基本的に、単に法規定が規定している基礎的な要件としての債権者の実損害による実損害差額主義を徹底したことは、明らかにされた。

第２に、減額肯定例127件と減額否定例22件のうち、それぞれ残る４件と８件の裁判例は、いずれも法院が違約金を減額するか否かを判断する場合に、単に実損害差額主義を根拠とするのみならず、Ｙの違約行為が故意(悪意)契約に当たるか否かをも理由に判断しているものである。すなわち、減額肯定例の４件において法院がＹが故意(悪意)契約違反に当たらなかったことを、減額の肯定の一部理由とした。それに対して、減額否定例の８件において、法院がＹが故意(悪意)契約違反に当たったことを、減額の否定の一部理由とした。換言すれば、これらの裁判例は、法院が当事者(債務者)が故意(悪意)契約違反に当たるか否かという帰責性の度合いをもって減額の可否の判断に一部の理由として持ち込んでいた。とはいえ、これらの裁判例が全体の裁判例の数を占める割合は８％(149件のうち、12件)にとどまった。したがって、ごく少数の裁判例において法院が実損害差額主義を根拠とするのみならず、法規定が規定している付加的な要件としての当事者の故意・過失の度合いによる非難可能性を根拠としたことは、明らかにされた。

第３に、前の２つの傾向に照らせば、裁判実務において法院が違約金の減額の可否を判断する場合に、基本的に実損害差額主義を徹底している、例外的に当事者の非難可能性を考慮しているという運用実態は明らかにされた。このような運用の傾向に照らせば、法院の判断は、違約金約定後、契約履行中における出来事に集中していると見て取れる。換言すれば、違約金約定時の事情、すなわち当事者による意思決定プロセスにおいて意思表示についての瑕疵有無、当事者の交渉力の格差有無に注目している裁判例が一例も見られなかった。したがって、裁判実務において、法院が違約金の減額の可否を判断する場合に、違約金約定時の事情について関心を一切に払っていないという傾向は明らかにされた。

以上のまとめに照らせば、裁判実務において法院が、実損害差額主義を徹底している裁判例は基本的である。法院が、当事者の非難可能性を考量している裁判例が見られたが、ごく少数でしかとどまらなかった。もっとも、違約金約定時の事情について関心を払う裁判例は、一件ですらなかったといった違約金減額の運用実態は、明らかにされた。

以下では、裁判実務において違約金の減額の可否の判決理由についての検証の結果は、次の【図】24と【図】25⁴⁰で示しておく。

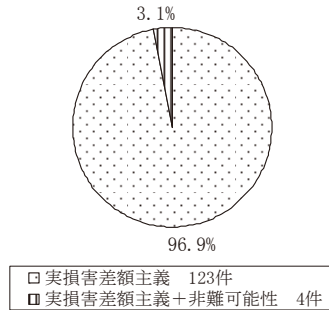


図24 減額の肯定の判決理由

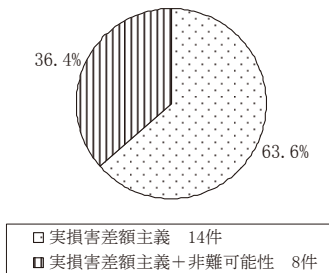


図25 減額の否定の判決理由

(2) 違約金減額の運用の特徴

以上では、裁判実務において法院が違約金の減額の可否を判断する場合には、減額の肯定と否定の判決理由について裁判例群についての数量分析によってその運用の傾向を明らかにした。それに基づいて、中国法における違約金減額は、どのような特徴があるのかを析出してみたい。

⁴⁰ 【図】24、【図】25は、附表3（違約金の減額が認められた裁判例リスト）と附表4（違約金の減額が認められなかった裁判例リスト）に基づいて違約金の減額の可否の判決理由において本稿による詳細な検討を加えうえてその結果をまとめたものである。

（ｉ）履行確保機能の弱体化

違約金の実益は、当事者があらかじめ契約違反の効果について損害賠償を予定したことによって、違約金が債権者の実損害よりも高額である場合には、違約金に債務履行を確保する機能を働かせるためである。

とはいえ、裁判実務による法院の判決理由についての検証に照らせば、96.9%の減額肯定例（【図】24参照）と63.6%の減額否定例（【図】25参照）は、実損害差額主義を徹底したものである。換言すれば、法院は、違約金の減額の可否を判断する場合に、基本的に違約金による債権者の実損害の填補という機能を働かせるため、高額な違約金による債務履行の確保の機能はほとんど意味が失われると解される。この意味において、裁判実務における違約金減額の運用は、違約金の実益を弱体化するという特徴があると看取できる。

（ii）意思自治の理念の軽視

違約金の約定に従うことは、当事者の意思を尊重する意思自治の理念である。それゆえに、法院が違約金の約定による意思決定プロセスにおいて意思表示の瑕疵がなければ、当事者の約定を尊重すべきである。もっとも、違約金減額の運用の場合は、違約金増額の運用の場合と比較して、法院が当事者が約定した額の範囲の中においてその額を改正（減額）することは、当事者の意思自治の理念を干渉する度合いが比較的に低いとはいえず、その実質も、意思自治の理念と衝突していることは否めない。

しかしながら、裁判実務による法院の判決理由についての検証に照らせば、法院が基本的に、実損害差額主義（92%の裁判例）を徹底し、例外的に、当事者の非難可能性（8%の裁判例）を考量したことに対して、当事者による意思決定プロセスにおいて意思表示についての瑕疵有無、当事者の交渉力の格差有無に注目している裁判例が一例ですら見られなかった、という運用の実態が明にされた。裏を返せば、法院が基本的に違約金と実損害の均衡が図られているかどうかということに注目を与え、違約金の約定による当事者の意思を尊重する価値観が一切に享有されていないと解される。この意味において、裁判実務における違約金減額の運用に照らせば、中国契約法において意思自治の理念がほとんど根付いていないという特徴が浮き彫りになると看取できる。

附表3

違約金の減額が認められた裁判例リスト
(北大法意 判決年月日2014年度)

番号	判決号、判決年月日	契約紛争類型	当事者の属性	違約金紛争の類型	違約金の約定 (約定額または約定計算基準)	訴訟手続きの開始	法院による減額の 肯定の判決理由	法院による減額の 計算要件および結果
1	(2013) 杭 蕭商初字第 3703号 2014.1.3	金銭消費貸借	X個人 Y個人	借金の未払いによる 遅延違約金	日に借金の 2%	Y申請	違約金の約定計算 基準が中国人民銀行の 同期・同額の貸付基 準利率により高い	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の4倍
2	(2014) 二 中民二終字 第4号 2014.1.14	一般貸 貸借	X個人 Y個人	賃貸料の未払いに よる違約金	7.9万元 (未払い賃貸 料の30%)	Y申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い	公平原則 5.3万元 (未払い賃貸料の 20%)
3	(2014) 宛 龍民商二初 字第158号 2014.1.16	一般貸 貸借	X企業 Y個人	賃貸料の未払いに よる遅延違約金	日に未払い代 金の3%	Y申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の4倍
4	(2013) 濟 商終字第 630号 2014.1.17	売買	X企業 Y個人	売買代金の未払い による違約金	日に未払い契 約代金の0.5%	Y申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い Xが損失を挙証不 能	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の1.3倍
5	(2013) 青 民一(民) 初字第1889 号 2014.1.22	金銭消費貸借	X企業 Y個人	借金の未払いに よる遅延違約金	日に未払い借 金の2%	Y欠席 法院職権	違約金の約定計算 基準が著しく高い	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の4倍
6	(2013) 浦 民一(民) 初字第 38022号 2014.1.23	不動産 売買	X個人 Y個人	不動産の 引渡義務の履行に よる遅延違約金	日に支払い済 みの契約代金の 1%	Y申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い Xが損失を挙証不 能	日に支払い済みの 契約代金の0.3%
7	(2013) 浦 民一(民) 初字第 37496号 2014.1.27	金銭消費貸借	X個人 Y個人	借金の未払いに よる遅延違約金と借 金の未払いによる 違約金	(1)遅延違約 金： 日に未払い借 金の0.8%。 (2)違約金： 借金の5%	Y申請	違約金の約定計算 基準が中国人民銀行の 同期・同額の貸付基 準利率よりも高い	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の4倍
8	(2013) 楊 民一(民) 初字第6164 号 2014.1.28	労働	X企業 Y個人	競争禁止 義務の違反による 違約金	44.2万元 (X年間収入 の2倍)	Y申請	実際にXにもたら した不利の結果	Yの故意・過失の 度合い 公平、誠実信用原 則 30万元
9	(2014) 滬 二中民四 (商)終字 第67号 2014.2.10	サービ ス	X企業 Y企業	サービス 代金の未払いに よる遅延違約金	日に未払い契 約代金の0.2%	Y申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の4倍
10	(2013) 常 商終字第 539号 2014.2.17	請負	X企業 Y個人	請負目的 物の引渡しの不履 行による遅延違約 金	6.6万元 (日に2000元)	Y申請	違約金の約定計算 基準がXの損失よ りも著しく高い Xが損失を挙証不 能	3.3万元 (日に1000元)

中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念（2）

11	(2013) 黄浦民二(商)初字第1041号 2014.2.17	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い契約代金の1%	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4倍
12	(2013) 浦民三(知)初字第754号 2014.2.21	特許経営	X企業 Y個人	特許経営加盟費の未払いによる遅延違約金	日に500元	Y申請	違約金の約定計算基準が特許経営加盟費の支払基準(日に82元)よりも著しく高い	日に20元
13	(2013) 奉民二(初)初字第3264号 2014.2.25	請負	X企業 Y企業	請負代金の未払いによる違約金	13.35万元(請負代金の30%)	Y申請	違約金の約定計算基準がXの損失よりも著しく高い Xが損失を挙証不能	6.75万元(未払い代金費用の30%)
14	(2013) 鄂東宝民二初字第00445号 2014.2.26	株式譲渡	X個人 Y個人	株式譲渡手続き義務の違反による違約金	200万元(違約金が契約代金の30%、すなわち300万元となっていたが、Xが200万元を請求)	Y申請	違約金の額がXの損失と相当でなければならない。	35万元(中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4倍×1.3を基準とし、計算する)
15	(2013) 閩民一(民)初字第20027号 2014.2.26	サービス	X企業 Y企業	サービス代金の未払いによる遅延違約金	日に未払いサービス費用の3%	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	日に未払いサービス費用の0.7%
16	(2014) 商民一終字第28号 2014.3.19	金銭消費貸借	X企業 Y個人	借金の未払いによる遅延違約金	日に借金の3%	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4倍
17	(2013) 浦民二(商)字第3144号 2014.3.20	貸貸借	X企業 Y企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に未払い賃貸料の0.1%	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4倍
18	(2013) 滬二中民五(知)終字第116号 2014.3.21	請負	X企業 Y企業	請負目的物の引渡し義務の不履行による遅延違約金	20万元(違約金の約定計算基準が日に契約代金の3%となっていたが、Xが20万元を請求)	Y申請	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況 1万元
19	(2013) 滬二中民(商)終字第118号 2014.3.21	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い代金の3%	Y申請	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況 日に未払いサービス費用の0.5%
20	(2013) 東民初字第14393号 2014.3.31	著作権許可使用	X企業 Y企業	契約義務の不履行による違約金	契約代金の30%	Y申請	Xが損失を挙証不能	総合考慮 中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率を基準とし計算する
21	(2014) 滬二中民二(民)終字第493号 2014.4.2	不動産賃貸貸借	X企業 Y企業	賃貸料の未払いによる解約違約金	21万元(6ヶ月の賃貸料、一月3.5万元)	Yが契約違反に否認法院がこれを違約金が著しく高いという抗弁と見なす	違約金の約定額が著しく高い	Xも契約違反に過失寄与 契約の履行状況 2万元

22	(2014) 滬二 中 民 四(商)終字第211号 2014.4.8	請負	X 企業 Y 企業	請負義務の不履行による遅延違約金	日に請負代金の5%	Y 申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	契約の履行状況 中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4倍
23	(2014) 梁民 初 字 第316号 2014.4.13	金銭消費貸借	X 個人 Y 個人	借金の未払いによる遅延違約金	日に借金の5%	Y 申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4倍
24	(2013) 虹民四(民)初字第3517号 2014.4.14	労働	X 企業 Y 個人	就業禁止義務の違反による違約金	5万元(その代わりに、Xが職を離れてから、Yが月700元の補償金を支払うと約束した)	Y 申請	Xが損失を挙証不能	Xが7700元(10月)の補償金をYに支払った状況 1.5万元
25	(2014) 厦海法事初字第7号 2014.4.17	人身損害賠償	X 個人 Y 企業	人身損害賠償金の未払いによる遅延違約金	日に未払い人身損害賠償金の3%	Y 申請	違約金の約定計算基準がXの損失よりも著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.3倍
26	(2014) 滬二 中 民 二(民)終字第710号 2014.4.18	不動産売買	X 企業 Y 個人	売買代金の未払いによる解約違約金	230万元(売買代金の5%)	Y 申請	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況、Xの実際の損失、逸失利益、公平原則 138万元(売買代金の3%)
27	(2013) 浦民二(商)初字第3725号 2014.5.4	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の3%	Y 申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4倍
28	(2014) 霍民一初字第00646号 2014.5.8	売買	X 個人 Y 個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の1%	Y 申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4倍
29	(2013) 滬二 中 民 一(民)終字第2660号 2014.5.9	金銭消費貸借	X 個人 Y 個人	借金の未払いによる遅延違約金	日に未払い借金の5%	Y 申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4倍
30	(2014) 滬一 中 民 二(民)終字第602号 2014.5.26	不動産賃貸借	X 企業 Y 個人	賃貸料の不払いによる解約違約金	40万元(一年の賃貸料を32万元とする)	Y 申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	契約履行の実際状況 4万元
31	(2014) 滬二 中 民 二(民)終字第547号 2014.5.30	不動産売買	X 個人 Y 個人	不動産の引渡し義務の違反による解約違約金	55.5万元(売買代金の30%)	Y 申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	Xの実際の損失、契約の履行状況、Yの故意・過失の度合い、公平原則 15万元
32	(2014) 成民 終 字 第2307号 2014.6.3	不動産売買	X 個人 Y 企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	日に10元	Y 申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失が逸失利益の範囲にとどまる	契約の履行状況、Yの故意・過失の度合い 日に3元
33	(2014) 美民一初字第693号 2014.6.3	不動産賃貸借	X 個人 Y 個人	賃貸料の不払いによる遅延違約金	日に未払い賃貸料の3%	法院釈明 Y 申請	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	契約の履行状況、Yの故意・過失の度合い、Xの損失、公平と誠実信用原則 日に未払い賃貸料の0.1%

中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念（２）

34	(2014) 金東民初字第582号 2014.6.5	サービス	X 企業 Y 個人	サービス料金の未払いによる遅延違約金	日に未払いサービス費用の2‰	Y 欠席 法院職権	違約金の約定計算基準が著しく高い	日に未払いサービス費用の0.84‰
35	(2014) 深羅法民三初字第494号 2014.6.6	売買	X 個人 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の1.5‰	Y 申請	違約金の本質が損失の填補にあり	公平原則、X、Yの契約履行状況とYの過失 中国人民銀行の同期・同額の貸付利率の4倍
36	(2014) 黔議民商初字第13号 2014.6.10	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	月に未払い売買代金の4%	Y 申請	違約金の約定計算基準が明に著しく高い	月に未払い契約代金の1%
37	(2014) 玉民初字第1587号 2014.6.10	金銭消費貸借	X 個人 Y 個人	借金の未払いによる遅延違約金	日に500元(20万元の借金) 日に1700元(100万元の借金)	Y 申請	違約金の約定計算基準が明に著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4×1.3倍
38	(2014) 邛岷民初字第195号 2014.6.13	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の3‰	Y 申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.3倍
39	(2014) 商商初字第80号 2014.6.18	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の5%	Y 申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.5×1.3倍
40	(2014) 穗天法民四初字第2065号 2014.6.27	不動産賃貸借	X 個人 Y 企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に月の賃貸料の2%	Y 申請	違約金の約定計算基準が明に著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率
41	(2014) 清陽法民一初字第229号 2014.6.30	請負	X 個人 Y 企業	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に500元	Y 欠席 法院職権	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定 違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	公平と誠実信用原則 中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の2倍
42	(2013) 滄商初字第168号 2014.7.3	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の1% (一部の売買目的物)、日に売買代金の5% (一部の売買目的物)	Y 申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.5倍
43	(2014) 長中民三終字第02670号 2014.7.3	不動産売買	X 個人 Y 企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	9万元 (日に支払い済みの売買代金の0.3‰)	Y 申請	Xが損失を挙証不能	公平原則と誠実信用原則 7000元
44	(2014) 浦民一(民)初字第14332号 2014.7.3	サービス	X 個人 Y 企業	サービス契約義務の不履行による遅延違約金	1.6万元 (日に30元)	Y 申請	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況、当事者の故意・過失の度合いおよびXの逸失利益 1000元
45	(2014) 蘇民一終字第00722号 2014.7.4	不動産売買	X 個人 Y 個人	売買代金の未支払いによる遅延違約金	日に契約代金の3‰	Y 申請	X、Yがともに損失を挙証不能	契約の履行状況 日に契約代金の0.6‰

46	(2013) 雕 商 初 字 第 348号 2014.7.7	売買	X 企業 Y 企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の1%	Y 申請	違約金の計算基準 が明に著しく高い	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の1.3倍
47	(2014) 濱 塘民初字第 1599号 2014.7.9	請負	X 企業 Y 企業	請負代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払いの 請 負 代 金 の 1 %	Y 申請	違約金の約定計算 基準が損失よりも 著しく高い	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の1.3倍
48	(2014) 鳥 中民一終字 第654号 2014.7.11	売買	X 個人 Y 個人	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に売買代金 の10%	Y 申請	X が損失を挙証不 能 X の損失を法定遅 延貸付利息の損失 と認定	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の1.3倍
49	(2014) 施 民 初 字 第 1996号 2014.7.14	売買	X 企業 Y 企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に売買代金 の1%	Y 申請	X が損失を挙証不 能	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の1.5×1.3倍
50	(2014) 黔 義民商初字 第45号 2014.7.16	株式譲 渡	X 個人 Y 個人	譲渡代金 の未払い による違 約金	日に未払い譲 渡代金の1% (X が違約金 を未払い譲渡 代金の30%と 主張)	Y 申請	X の損失を法定遅 延貸付利息の損失 と認定	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の1.3倍
51	(2014) 深 商 初 字 第 339号 2014.7.17	賃貸借	X 企業 Y 企業	賃貸借契 約の義務 の不履行 による解 約違約金	2000元	Y 申請	違約金の約定計算 基準が損失よりも 著しく高い	X の損失、契約の 履行状況 1440元
52	(2014) 松 三 (民) 初字第1624 号 2014.7.18	不動産 売買	X 個人 Y 個人	不動産の 引渡し義 務の不行 履行による 解約違約 金	25.6万元 (契約代金の 20%)	Y 申請	X が損失を挙証不 能	契約の履行状況、 公平原則 128万元 (契約代金 の10%)
53	(2014) 肇 德法民一初 字第54号 2014.7.22	売買	X 企業 Y 企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の4%	Y 申請	違約金の計算基準 が明に損失よりも 著しく高い	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の1.3倍
54	(2014) 遵 市法民商終 字第85号 2014.7.22	売買	X 企業 Y 企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の0.5%	Y 申請	X が損失を挙証不 能 X の損失を法定遅 延貸付利息の損失 と認定	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率
55	(2014) 涇 高民四(海) 終字第69号 2014.7.23	賃貸借	X 企業 Y 企業	賃貸料の 未払いに よる遅延 違約金	日に未払い賃 貸料の5%	Y 申請	X が損失を挙証不 能	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の1.3倍
56	(2013) 黔 七民初字第 1128号 2014.7.25	不動産 売買	X 個人 Y 企業	不動産の 引渡し義 務の不行 履行による 解約違約 金	支払い済みの 売 買 代 金 の 2 %	Y 申請	違約金の約定が損 失よりも著しく高 い X の損失を不動産 賃貸料の損失と認 定	不動産賃貸料の相 場 日に40元×1.3
57	(2014) 渝 一中法民終 字 第 03635 号 2014.7.25	不動産 売買	X 個人 Y 企業	不動産の 引渡し の不履行に よる遅延 違約金	日に支払い済 みの売買代金 の1%	Y 申請	X が損失を挙証不 能 X の損失を不動産 賃貸料の損失と認 定	不動産賃貸料の相 場 日に1000元×1.3
58	(2014) 張 金商初字第 146号 2014.7.28	売買	X 企業 Y 企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に売買代金 の3%	Y 申請	X が損失を挙証不 能 X の損失を法定遅 延貸付利息の損失 と認定	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の1.3倍

中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念（２）

59	(2014) 南 市民二終字 第212号 2014.7.31	売買	X 企業 Y 企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に売買代金 の2‰	Y 申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の1.3倍
60	(2014) 東 一法道民二 初字第124 号 2014.8.1	売買	X 企業 Y 企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の3‰	Y 申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い	中国人民銀行の同 期の貸付利率の4 倍
61	(2014) 徐 民 終 字 第 01319号 2014.8.5	賃貸借	X 個人 Y 個人	賃貸料の 未払いに よる遅延 違約金	日に未払い賃 貸料の3‰	Y 申請	違約金の約定計算 基準が損失よりも 著しく高い	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の1.3倍
62	(2014) 深 中法房終字 第571号 2014.8.7	不動産 売買	X 企業 Y 個人	売買代金 の未払い による解 約違約金	14.4万元 (契約代金の 10%)	Y 申請	X が損失を挙証不 能 X が一部履行 X、Y がともに故 意・過失あり X の故意・過失 の度合いが比較的 低い	公平原則と誠実信 用原則 5 万元
63	(2014) 硯 民 初 字 第 432号 2014.8.7	請負	X 企業 Y 個人	請負代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い請 負代金の1%	Y 申請	X の損失を法定遅 延貸付利息の損失 と認定	契約の履行状況、 Y の故意・過失の 度合い、X の逸失 利益、Y が自由意 思により3 万元を 負担 3 万元
64	(2014) 黔 東民商終字 第36号 2014.8.14	売買	X 企業 Y 企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の3‰	Y 申請	X が損失を挙証不 能 X の損失を法定遅 延貸付利息の損失 と認定	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率
65	(2014) 舟 定民初字第 421号 2014.8.14	不動産 賃貸借	X 個人 Y 個人	契約義務 の違反に よる解約 違約金	100万元	Y 申請	違約金の額がX の 損失に基づくべき である。	契約の履行状況 50万元
66	(2014) 五 法民二初字 第199号 2014.8.20	不動産 賃貸借	X 個人 Y 企業	契約義務 の違反に よる違約 金	85.5万元 (3 年賃貸料 の30%)	Y 申請	X が損失を挙証不 能	X の損失、契約の 履行状況、当事者 の故意・過失の度 合い 18万元 (1 年賃 貸 料 の 20%)
67	(2014) 岳 中民一終字 第215号 2014.8.21	不動産 賃貸借	X 個人 Y 企業	契約義務 の違反に よる違約 金	20万元	Y 申請	X が損失を挙証不 能 重大な契約違反で はない	契約履行の実際の 状況 5 万元
68	(2014) 成 民 終 字 第 4464号 2014.8.25	売買	X 企業 Y 企業	契約義務 の違反に よる違約 金	185万元 (契約代金の 25%)	Y 申請	X が損失を挙証不 能	公平と誠実信用原 則、事実および契 約の履行状況 5 万元
69	(2014) 遼 民二終字第 00113号 2014.8.25	売買	X 企業 Y 個人	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の3‰	Y 申請	X の損失を法定遅 延貸付利息の損失 と認定	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率
70	(2013) 民 提 字 第203 号 2014.8.27	売買	X 企業 Y 個人	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の5‰	Y 申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い Y が一部履行(60% ぐらい)	契約後に契約単価 の変化、違約の期 間 日に未払い契約代 金の4‰

71	(2014) 杭 桐民初字第 623号 2014.8.28	不動産 賃貸借	X 企業 Y 個人	賃貸料の 未払いに よる遅延 違約金	日に未払い賃 貸料の 1 %	Y 申請	X が損失を挙証不 能	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の1.3倍
72	(2014) 深 塩法房初字 第102号 2014.9.1	不動産 売買	X 個人 Y 個人	不動産の 引渡し義 務の違反 による解 約違約金	24.8万元 (契約代金の 20%)	Y 申請	X が損失を挙証不 能 X が悪意ではない	10万元
73	(2014) 蛟 民二初字第 147号 2014.9.3	株式譲 渡	X 個人 Y 個人	譲渡代金 の未払い による違 約金	未払い譲渡代 金の30%	法院釈明 Y 申請	違約金の約定計算 基準が損失よりも 著しく高い	違約金の基準を中 国人民銀行の同期・ 同額の貸付基準利 率の 4 倍とし、計 算する
74	(2014) 鉄 東民三初字 第571号 2014.9.5	サービ ス	X 企業 Y 個人	サービス 代金の未 払いによ る遅延違 約金	日に未払い サービス費用 の 3 %	Y 申請	X が損失を挙証不 能	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の1.3倍
75	(2014) 平 民二終字第 395号 2014.9.11	サービ ス	X 個人 Y 企業	サービス 代金の未 払いによ る遅延違 約金	日に未払い サービス費用 の 1 %	Y 申請	X が損失を挙証不 能	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率
76	(2014) 門 民(商)初字 第3062号 2014.9.11	請負	X 企業 Y 企業	請負代金 の未払い による遅 延違約金	日に請負代金 の0.3%	Y 申請	違約金の約定計算 基準がX の損失と 比べて著しく高い Y が契約の80%を 履行	公平原則と誠実信 用原則 日に 請 負 代 金 の 0.2%
77	(2014) 金 東民初字第 572号 2014.9.11	サービ ス	X 企業 Y 個人	サービス 代金の未 払いによ る遅延違 約金	日に未払い サービス費用 の 2 %	Y 欠席 法院職権	違約金の約定計算 基準が著しく高い	日に未払いサービ ス費用の0.84%
78	(2014) 德 民二初字第 53号 2014.9.12	売買	X 企業 Y 企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に売買代金 の 1 %	Y 申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の1.5倍
79	(2014) 黔 納民初字第 603号 2014.9.15	売買	X 個人 Y 企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	未払い売買代 金の10%	Y 申請	違約金の約定計算 基準が実際の損失 よりも著しく高い	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の1.5倍
80	(2014) 成 民 終 字 第 4757号 2014.9.15	不動産 売買	X 個人 Y 企業	不動産名 義書換義 務の不行 による遅 延違約金	3.6万元 (日に支払い 済みの契約代 金の 1 %)	Y 申請	X が損失を挙証不 能	7300元
81	(2014) 焦 民三終字第 00245号 2014.9.16	不動産 賃貸借	X 企業 Y 企業	契約義務 の違反に よる違約 金	200万元	法院釈明 Y 申請	違約金の約定が著 しく高い	契約の実際の状況 X、Y がともに故 意・過失あり 46万元
82	(2014) 穗 中法民二終 字第1307号 2014.9.17	売買	X 企業 Y 企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金を基準 に10元 / トン	Y 申請	X が損失を挙証不 能 違約金の約定計算 基準が著しく高い	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の 4 倍
83	(2014) 沈 中民三初字 第100号 2014.9.18	売買	X 企業 Y 企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の 3 %	Y 申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い ため、懲罰性が公 平合理の原則に違 反する。 Y が故意違約では ない。	中国人民銀行の同 期・同額の貸付基 準利率の1.3倍

中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念（2）

84	(2014) 広 民 初 字 第 356号 2014.9.19	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡し義 務の不履 行による 遅延違約 金	日に支払い済 みの売買代金 の0.5%	Y申請	Xが損失を挙証不 能	契約履行の状況 違約金の賠償性と 懲罰性 公正と誠実信用原 則 日に支払い済みの 売買代金の0.1%
85	(2014) 鶴 民初字第87 号 2014.9.19	金銭消 費貸借	X個人 Y企業	借金の未 払いによ る遅延違 約金	日に 借 金 の 2 %	Y申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の4倍
86	(2014) 海 中法民二終 字第201号 2014.9.19	売買	X企業 Y企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の3%	Y申請	Xが損失を挙証不 能 Xの損失を法定遅 延貸付利息の損失 と認定	日に未払い契約代 金の0.5%
87	(2014) 鄂 民二終字第 00072号 2014.9.21	売買	X企業 Y企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の3%	Y申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い Xが損失を挙証不 能 Xの損失を法定遅 延貸付利息の損失 と認定	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の1.3倍
88	(2014) 港 北民初字第 2072号 2014.9.23	不動産 売買	X個人 Y個人	売買代金 の未支払 いによる 遅延違約 金	日に未払いの 売 買 代 金 の 0.5%	Y申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い	Yに対する懲罰 契約の実際のな状 況 日に未払いの契約 代金の0.15%
89	(2014) 岳 民 初 字 第 04180号 2014.9.23	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産名 義書換義 務の不履 行による 遅延違約 金	2.6万元 (日に支払い 済みの売買代 金の1%)	Y申請	損失に関する証明 なし	公平原則と誠実信 用原則 2600元
90	(2014) 甯 民四商初字 第12号 2014.9.24	売買	X企業 Y個人	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に売買代金 の5%	Y申請	Xが損失を挙証不 能 Xの損失を法定遅 延貸付利息の損失 と認定	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率×1.4倍
91	(2014) 廊 開民初字第 463号 2014.9.25	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の 引渡し義 務の不履 行による 遅延違約 金	30日遅延する と、日に支払 い済みの売買 代金の0.8%	Y申請	違約金の約定計算 基準が明らかに著 しく高い	公正と誠実信用原 則 Yの違約の故意・ 過失の度合いおよ びXの逸失利益 中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の1.3倍
92	(2014) 滬 一中民四 (商)終字第 1304号 2014.9.26	金銭消 費貸借	X個人 Y企業	借金の未 払いによ る遅延違 約金	日に 借 金 の 2 %	Y申請	違約金の約定計算 基準が著しく高い	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の4倍
93	(2014) 防 市民二終字 第4号 2014.9.28	売買	X企業 Y企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の2%	Y申請	Xが損失を挙証不 能	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の1.3倍
94	(2014) 德 民三終字第 115号 2014.9.28	売買	X企業 Y企業	売買代金 の未払い による遅 延違約金	日に未払い売 買代金の8%	Y申請	違約金の約定計算 基準が明らかに著 しく高い Xの損失を法定遅 延貸付利息の損失 と認定	中国人民銀行の同 期・同類の貸付基 準利率の1.5×1.3倍

95	(2014) 黔義民初字第2167号 2014.9.28	金銭消費貸借	X 企業 Y 個人	借金の未払いによる遅延違約金	日に借金の4%	Y 申請	X の損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4×1.3倍
96	(2014) 鄂武昌民初字第000241号 2014.9.29	請負	X 企業 Y 企業	請負代金の未払いによる違約金	未払い請負代金の15%	Y 申請	X が損失を挙証不能 X の損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	違約金の額が中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.3倍を基準に、計算する
97	(2014) 銀民商終字第161号 2014.9.30	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の3%	Y 欠席 法院職権	X の損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	日に未払い契約代金の0.5%
98	(2014) 興民初字第3921号 2014.9.30	賃貸借	X 企業 Y 企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に未払い賃貸料の5%	Y 申請	X が損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.3倍
99	(2014) 夾江民初字第1101号 2014.10.09	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の3%	Y 申請	X が損失を挙証不能 X の損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.3倍
100	(2014) 福商初字第115号 2014.10.10	賃貸借	X 企業 Y 企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	日に未払い賃貸料の2%	Y 申請	X が損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.3倍
101	(2014) 二中民四終字第631号 2014.10.10	請負	X 企業 Y 企業	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い請負代金の1%	Y 申請	X の損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.3倍
102	(2014) 長民三(民)初字第1873号 2014.10.10	不動産賃貸借	X 個人 Y 企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	10.3万元 (1日賃貸料の2倍、すなわち3000元/日)	Y 申請	違約金の約定計算基準が明らかに著しく高い Y の故意・過失の度合い	X の損失、Y の故意・過失の度合い 6.5万元
103	(2014) 鄂武昌民初字第03855号 2014.10.12	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金を基準に10元/トン	Y 申請	X の損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	公平と誠実信用原則、違約金の填補性と懲罰性 中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.3倍
104	(2014) 湖民一初字第993号 2014.10.15	請負	X 個人 Y 企業	請負義務の不履行による遅延違約金	60万元 (5日遅延すると、契約代金の50%)	Y 申請	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	39.5万元 (契約代金の20%)
105	(2014) 慶商初字第45号 2014.10.15	賃貸借	X 企業 Y 企業	賃貸料の未払いによる違約金	30万元 (賃貸料の30%)	Y 申請	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	違約金の額が中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率を基準に、計算する
106	(2014) 佛城法民二初字第878号 2014.10.16	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の3%	Y 申請	違約金の約定計算基準が明らかに著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の2倍
107	(2014) 渡法民初字第01939号 2014.10.17	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に売買代金の0.2% 30日遅延すると、25万元(売買代金の30%)	Y 申請	違約金の約定計算基準がX の損失よりも著しく高い	X の損失状況、Y の違約程度 8000元

中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念（２）

108	(2014)渝高法民終字第00338号 2014.10.17	請負	X企業 Y企業	請負義務の違反による違約金	500万元	Y申請	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況、公平と誠実信用原則 200万元
109	(2014)陽中法民一終字第265号 2014.10.21	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義務の違反による違約金	11.7万元 (契約代金の30%)	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xが契約一部履行	契約履行の状況 3.5万元
110	(2014)匯民初字第1905号 2014.10.22	金銭消費貸借	X企業 Y企業	借金の未払いによる遅延違約金	月に借金の3%	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4倍
111	(2014)嘉民一終字第179号 2014.10.27	請負	X個人 Y企業	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に200万元	Y申請	Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.3倍
112	(2014)四商初字第69号 2014.10.28	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の5%	法院釈明 Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4倍
113	(2014)合方法民初字第06117号 2014.10.28	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義務の不履行による遅延違約金	30日遅延すると、日に支払い済みの売買代金の1%	Y申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	不動産の賃貸料の相場 月に1200元×1.3
114	(2014)大民三終字第852号 2014.10.28	請負	X企業 Y個人	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い請負代金の3%	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.3倍
115	(2014)百中民一終字第649号 2014.11.4	請負	X企業 Y個人	請負代金の未払いによる遅延違約金	165万元 (月に請負代金の5%を基準に)	Y申請	X、Yがともに損失を挙証不能	9000元 (未払い請負代金の30%)
116	(2014)眉民初字第154号 2014.11.6	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の3%	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	Yの過失の度合い 中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の4倍
117	(2014)東中法民一終字第28号 2014.11.6	サービス	X企業 Y企業	サービス代金の未払いによる遅延違約金	日に未払いサービス費用の1%	Y申請	Xが損失を挙証不能 Xの損失を法定遅延貸付利息の損失と認定	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.3倍
118	(2014)成民終字第5597号 2014.11.7	売買	X個人 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の2%	Y申請	XとYがともに損失を挙証不能	業種の慣例、公平原則、違約状況 日に未払い契約代金の0.5%
119	(2014)新都民初字第3963号 2014.11.7	不動産 売買	X企業 Y個人	売買代金の未支払いによる遅延違約金	15.8万元 (契約代金の20%)	Y違約金の支払いに対する抗弁	Xが損失を挙証不能	契約の履行状況、当事者の故意・過失の度合い 2万元
120	(2014)石民四終字第00797号 2014.11.7	請負	X企業 Y企業	請負代金の未払いによる遅延違約金	日に請負代金の1%	Y申請	Xが損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の1.3倍

121	(2014) 宿 埤民一初字第05463号 2014.11.11	売買	X 企業 Y 個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	3 日ごとに遅延すると、売買代金の 5 %	Y 契約違反否認	X が損失を挙証不能	公平と誠実信用原則 中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率
122	(2014) 滬二 中民二(民)終字第1146号 2014.11.11	不動産 売買	X 企業 Y 個人	売買代金の未払いによる解約違約金	51 万元 (契約代金の 10%)	Y 契約違反否認	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	Y の故意・過失の度合い、不動産市場の相場、契約履行の状況 9 万元
123	(2014) 威 商 終 字 第 332号 2014.11.12	売買	X 個人 Y 個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に 500 元	Y 申請	違約金の約定が契約代金よりも著しく高い X が損失を挙証不能	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の 1.3 倍
124	(2014) 穗 中法民二終字第1772号 2014.11.17	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の 2 %	Y 申請	違約金の約定計算基準が著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の 4 倍
125	(2014) 浙 台商終字第751号 2014.11.17	サービス	X 企業 Y 個人	サービス義務の違反による違約金	20 万元	Y 申請	X が損失を挙証不能 X のプラントによる逸失利益の損失の可能性	公平と誠実信用原則 7 万元
126	(2014) 広 漢民初字第1953号 2014.11.25	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の 2 %	Y 申請	違約金の約定計算基準が損失よりも著しく高い	中国人民銀行の同期・同額の貸付基準利率の 1.3 倍
127	(2014) 広 法民終字第714号 2014.12.5	不動産 売買	X 個人 Y 企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	8000 元 (日に支払い済みの売買代金の 0.1%)	Y 申請	X が損失を挙証不能	1000 元

附表 4

違約金の減額が認められなかった裁判例リスト
(北大法意 判決年月日 2014 年度)

番号	判決号、 判決年月日	契約紛争 争類型	当事者の 属性	違約金紛争 の類型	違約金の約定 (約定額または 約定計算基準)	訴訟手続 きの開始	法院による減額の 否定の判決理由
1	(2013) 青民 二(商)初字第2020号 2014.1.8	売買	X 企業 Y 企業	売買目的物の引渡し義務の違反による解約違約金	7.3 万元 (売買代金の 10%)	Y 申請	違約金の約定額が X の損失よりも著しく高いのではない Y が契約履行において明らかな悪意を持っている
2	(2013) 成民 初字第1153号 2014.1.13	売買	X 企業 Y 企業	売買目的物の引渡し義務の不履行による遅延違約金	日に 1 万元	Y 申請	Y が契約違反により X にもたらされた損失について明らかにしていたはず
3	(2014) 滬一中民二(民)終 字第37号 2014.2.12	不動産 売買	X 企業 Y 個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の 0.3%	Y 申請	違約金の約定計算基準が X の損失よりも著しく高いのではない
4	(2014) 大民 三終字第 207号 2014.4.3	売買	X 企業 Y 企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い売買代金の 0.5%	Y 申請	Y が故意違約に当たる

中国法における裁判所による違約金増減の運用と理念（２）

5	(2014) 惠中法民二終字第47号 2014.4.29	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	月に2%	Y申請	違約金の約定計算基準が中国人民銀行の同期の貸付利率の4倍を超えていない
6	(2013) 渝北法民初字第16250号 2014.5.8	賃貸借	X企業 Y企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	未払い賃貸料の20%	Y申請	違約金の約定額がXの損失よりも著しく高いのではない
7	(2014) 渝二中法民終字第00711号 2014.6.26	不動産賃貸借	X個人 Y個人	賃貸借義務の違反による違約金	7000元	Y申請	Xの損失に証拠なし
8	(2014) 寧民終字第1867号 2014.7.8	労災賠償	X個人 Y企業	賠償金の未払いによる違約金	8万元	Y申請	Yの行為が誠実信用原則に違反し、故意・過失が明らかである
9	(2014) 穗从法房初字第179号 2014.7.24	不動産売買	X個人 Y個人	不動産の引渡し義務の違反による違約金	3万元	Y申請	XとYの真の意思表示法律の規定に違反していない
10	(2014) 南市民二終字第192号 2014.7.31	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる違約金	未払い契約代金の30%	Y申請	Yの重大な契約違反 Yの違約行為が信用を失わせた程度
11	(2014) 秦紅民初字第45号 2014.8.16	不動産賃貸借	X企業 Y企業	賃貸料の未払いによる遅延違約金	未払い契約代金の10%	Y申請	違約金の約定基準が中国人民銀行の同期の貸付利率の4倍を超えていない
12	(2014) 穗增法民二初字第1280号 2014.9.5	売買	X個人 Y個人	契約代金の未払いによる遅延違約金	日に未払い契約代金の0.6‰	Y申請	違約金の約定計算基準が強制規定に違反していない
13	(2014) 滙一中民二(民)終字第2103号 2014.9.9	不動産賃貸借	X企業 Y個人	賃貸借義務の違反による解約違約金	賃貸料の20%	Y申請	Yが損失を挙証不能
14	(2014) 泉民終字第3066号 2014.9.16	不動産売買	X個人 Y企業	不動産名義書換義務の不履行による遅延違約金	日に支払い済みの契約代金の0.1‰	Y申請	Yが「違約金が著しく高い」に挙証不能
15	(2014) 分民一初字第68号 2014.9.17	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義務の不履行による遅延違約金	30日に遅延すると、支払い済みの契約代金の0.2‰	Y申請	Xが逸失利益を失う可能性 違約金の約定額が強行規定、商業慣例に符合している
16	(2014) 甯民初字第00056号 2014.9.18	不動産売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義務の不履行による遅延違約金	日に支払い済みの契約代金の0.1‰	Y申請	違約金の約定計算基準が合理であり同類、同地域の不動産賃貸料の相場を超えていない。
17	(2014) 濟商終字第460号 2014.9.23	売買	X企業 Y個人	売買代金の未払いによる遅延違約金	月に契約代金の5%	Y申請	違約金の約定計算基準が中国人民銀行の同期の貸付利率の4倍を超えていない
18	(2014) 白山民二終字第225号 2014.10.8	リース	X個人 Y企業	転貸禁止義務の違反による違約金	5万元	Y申請	Yの違約行為が誠実信用原則に違反し、悪意違約の主観的故意がある
19	(2014) 欽北民初字第1393号 2014.10.16	売買	X企業 Y企業	売買代金の未払いによる遅延違約金	日に未払いの契約代金の0.3‰	Y申請	違約金の約定計算基準が強制規定に違反していない

20	(2014) 穂中 法民五終字第 4139号 2014.10.13	不動産 売買	X個人 Y企業	不動産の引渡し義 務の不履行による 遅延違約金	日に契約代金の 0.5%	Y申請	YがXの損失を挙証不能 Xの損失が賃貸料と転貸 の逸失利益を含める可能 性
21	(2014) 津高 民四終字第83 号 2014.11.4	海運	X企業 Y企業	運送契約義務の違 反による違約金	運賃の20%	Y申請	Yが「違約金が著しく高 い」に挙証不能 Xが第三者と再契約によ り損失が生じる可能性
22	(2014) 広民 終字第291号	株式譲 渡	X企業 Y個人	株式譲渡義務の違 反による違約金	200万円	Y申請	Yが重大な契約違反

(未完)